

## 第4回日野町議会定例会会議録

平成25年6月18日(第3日)

開会 9時01分

散会 15時37分

### 1. 出席議員(13名)

1番	村島茂男	9番	西澤正治
2番	中西佳子	10番	東正幸
3番	齋藤光弘	11番	池元法子
5番	蒲生行正	12番	平山敏夫
6番	富田幸	13番	對中芳喜
7番	高橋涉	14番	杉浦和人
8番	小林宏		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町長	藤澤直広	教育長	奥村薫
総務政策主監	平尾義明	教育次長	岡常夫
総務課長	池内俊宏	企画振興課長	高橋正一
税務課長	山田繁雄	住民課長	川東昭男
福祉課長	壁田文	介護支援課長	西沢雅裕
農林課長	高岡良三	商工観光課長	森口雄司
建設計画課長	岸村義文	上下水道課長	中井宣夫
生涯学習課長	福永豊	会計管理者	西川光夫

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	沢田友男	総務課主査	山添史郎
--------	------	-------	------

## 5. 議事日程

### 日程第1 一般質問

6番	富田	幸君
2番	中西	佳子君
11番	池元	法子君
7番	高橋	渉君
5番	蒲生	行正君
8番	小林	宏君
1番	村島	茂男君
13番	對中	芳喜君

## 会議の概要

－開会 9時01分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、暑い時期でもございますので、上着を外していただいても結構かと思えます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 皆さん、おはようございます。

通告書に基づき、分割方式で質問をいたします。よろしくをお願いいたします。

最初に、国道307号線の改良計画等についてということでございます。

当町の幹線道路のうち、彦根市から日野町を経由して甲賀市、さらに枚方市に至る国道307号は、町を南北に走る大動脈であります。また、東近江市から日野町の日田交差点までは、全幅22メートルの都市計画街路333（八日市日野線）に指定されております。そうした中、町の中心部の中で、松尾交差点だけが右折レーンのない交差点で、日常的に渋滞が発生しておることは皆さんも御存じだと思います。

そこでお伺いを申し上げます。

この国道307号の松尾交差点に、右折レーンを設置する計画を要望しているのは、今に始まったことではないと思っておりますが、さらにこの今この交差点から北に約800メートルの東側に、平和堂日野の新店舗が近く造成されると聞いております。そうなれば、ますます交通渋滞が発生することは明白であります。当局として、改良計画の有無、あるいはその時期等についての対応策をお伺いいたします。

2つ目は、この国道307号の除草についてであります。私の記憶では、昨年は一部の区間において、確か1回のみ除草作業が実施されたと記憶しております。今年は既にあの状況から、一部木津地先で、隣接する地主さんだと思われる方が、植樹帯の雑草を刈り取られた場所も見受けられます。国道であるだけに、個人での除草作業は大変危険であり、心配をするところであります。日田の交差点から甲賀市の境までの路肩の除草について、東近江土木事務所に要望をさせていただいていると思えますが、必ず除草をしていただくように、当局の要望あるいは対応をお伺いいたし

ます。

3点目は、日野町全域の道路網整備についてであります。御存じのとおり、当町の幹線道路は、今申し上げました南北に国道307号、東西には国道477号と、2本の国道から構成されておりまして、それぞれに県道や町道が網羅されております。また、滋賀県道路整備アクションプログラムには、主要地方道土山蒲生近江八幡線、県道西明寺安部居線が調査区間としてあげられ、それぞれ期成同盟会も結成され、活動計画が活発に行われているところであります。この間、特に私どもの生活に密着をすることではございますが、国道307号グリーンバイパスの無料化後の通行車両には、我々住民、期待したほどの効果がないのが地元住民の実感であります。彦根や東近江方面、または日野第2工業団地からの大型車両のほとんどは、国道307号深山口交差点から日野徳原線に左折し、土山に至って国道1号線に入り、甲賀土山インターあるいは鈴鹿方面、さらには甲賀工業団地方面に走行しているのが現実であります。また、これを見て、南比都佐小学校や区長会等では、この日野徳原線の大型車両の通行に対し、歩道が設置されているにもかかわらず、ガードレールを設置するよう要望が出てもおります。これらの現状から、土山蒲生近江八幡線をはじめ、今後の日野町の幹線道路整備について、当局の見解をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

富田議員から、道路改良等の計画についてのご質問をいただきました。

まず最初に、国道307号線についてでございますが、ご指摘のとおり、朝夕の通勤時間帯になりますと、日田の交差点から第2工業団地の交差点の間におきましては、渋滞が慢性化している状況でございます。こうしたことから、国道307号線の改良につきましては、町村会および国道307号線改良促進協議会に問題を提起し、要望をしておるところでございます。引き続き、県にも要望してまいりたいと考えております。

続きまして、日水バイパスの緑地帯の路肩の除草についてでございますが、平成22年10月5日に無料化となりまして、平成23年度より滋賀県道路公社から、滋賀県土木交通部の管理となりました。こうしたことから、町として県に対し強く要望をしておるところでございます。

次に、町の道路整備についてでございますが、町道西大路鎌掛線道路改良事業を進めることが、一番現在重点的な課題と考えております。国道、県道につきましては、昨年度に見直しがされました滋賀県道路整備アクションプログラムに組み入れられました国道477号交通安全施設整備事業小御門地先の歩道整備でございます。また、県道日野徳原線道路改良事業、いわゆる内池バイパスでございます。さらに、主要地方道土山蒲生近江八幡線道路改良工事、甲賀市から鎌掛でございます。さら

に、県道西明寺安部居線道路改良事業が今年度から10年間の道路整備として重要な計画ということでございまして、こうした事業の推進のために、住民の皆さん、議員各位とともに頑張っていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 今、町長の答弁をいただきましたが、1点目のこの松尾交差点、これのいわゆる右折線、これを設置するための当面のこの用地買収が滞っているのかどうか。あるいは、どこまで用地を提供していただくような話をされているのかどうか。先ほど申し上げました都市計画道路22メートルというのは、これはなかなか先の話だと思えますけれども、この町の中で例の今申し上げている右折レーンがないのはあそこだけですので、用地的な問題で着工といいますか、工事ができないものかどうか、その点をお伺いしたいと思っております。またはあるいは、今のままで、最低でも必要最小限の幅が3メートルになるかどうか、2メートル75かちょっと存じませんが、そういうものがとれるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

それから、除草の件ですけれども、恐らく、ちょっとまだ私も確認しておりませんが、去年もそうでしたが、甲賀土木事務所の方が、やはり除草は早いです。何としても、これは地元であります迫地区からも再三これは聞いておりますので、できるだけ早い時期に除草をしていただくように、強く要望を出していただきたいというふうに思っております。

3点目の道路整備については、いろいろございますが、今申し上げました国道307を土山方面に抜ける道というのは、今、日野徳原線しかないと思われるんです。現実には、土山蒲生近江八幡線があるわけですが、昨日の質問の中でも出ておりましたように、ほとんど林道というような形の道路でございまして、これも具体的に工事が、あるいは計画が進められるような方向に持っていくことができないのかどうかも、重ねてもう一度お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（岸村義文君）** 富田議員の方から、何点か再質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず、国道307号線の松尾交差点付近の改良の関係でございまして。これについては、平成9年、10年ごろに、一定用地の確保ができた箇所についての改良をしております。今の交差点、一時ではございませんけれども、1軒家もどいていただいた中で用地の確保をして、ある程度大きくはさせていただいたわけですが、まだ右折だまりを設置するところまでは至っておりません。用地が少しまだ確保ができていないところがございまして。現在、その当時に用地の交渉をしていった中でも、非常に難しかったということもございまして。そういうことから、今現在、用地の確保ができて

いる中で、一定、こうもう少し改良が加えられないかの検討、または用地の確保が今後またもう少しできないかも含めて、県の方と相談はさせていただきたいというふうに思います。

そして、日田から水口方面にかけての旧の日水バイパスの除草の関係でございますが、道路公社から滋賀県に移管されてから、やはり道路公社、有料道路でもございましたので、年に2回、3回と除草がやられておったのですが、県の管理になって、年間1回ということになっております。そういうことから、昨年度においても、歩道にかなり草がかぶってきたということもございましたので、県の方には、一定早期に、通学路でもございますのでやっていただくように、昨年度も含めて、今年度についても、きちっとこう要望はしていきたいというふうに考えております。そして昨年度については、ちょうど峠のところで、通学路であって、側溝が土をかぶって非常に通学路として利用が困難なところもございましたので、その辺についての側溝清掃も含めて、やっていただいたという経過もございます。

そして、307号線から土山にかけて、日野徳原線の関係でございますが、日水バイパスが無料化になったことによって、もう少し通行量が減るかなという思いも、町、県も思っておりましたが、通行量についてはさほど減っていない状況で、南比都佐の特にかう小学校付近、深山口の小学校付近については、非常に産業道路的で大型車両の通行が非常に多いという状況もございます。そういうことから、できるだけ通行量も減らしたいという思いはございます。現在の日水バイパスに車を流したいという思いはあるんですが、なかなかそういうふうになってくれないのが状況でございます。そういう中で、主要地方道の土山蒲生近江八幡線の改良をすることによって、大きく車の通行の形態が変わってくるのかなというふうには思っております。そのためには、この道路事業を、この10年の間にアクションプログラムの調査の区間に入っておりますので、きちっと県の方に話をさせていただいて、まずは実現可能な概略の計画を立てていただくように、県に地域の期成同盟会とともに要望をしていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 2点目の除草については、よろしく、強く要望していただきたいというふうに思っております。

それと3点目につきましては、昨日の西澤議員の質問にもありましたように、主要地方道であるだけに、ナビに載っておるわけです。この辺もよく皆さん御存じだと思いますが、今、課長の返事がありましたように、私ども昨年幹線道路整備特別委員会で図面を見せていただきましたが、今の時代となつては、もう夢のような道はやめて、もっと現実可能な路線を検討するなり、対応をお願いしたいと思っております。そんなことで進めていただけたらと思っております。

ただ、この国道307号線、松尾の交差点ですが、これは地元、あるいは近隣住民の皆さんは何も話が出ていないんですか。いわゆる、用地が足りないと、もちろん思っております。その用地折衝をすることが不可能なのか。不可能はないと思うんですが、どうすれば右折だまりができて、スムーズな通行ができるようになるのか。用地が確保できないのか、あるいはまたそう思い込んで、用地折衝をもう最近やっておられないのか。この辺だけ、とにかく土地がなくては道は広がりませので、この辺だけでもう1点、課長、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（岸村義文君）** 松尾交差点の改良の関係で、質問いただきました。

用地については、ひばり野の公園がございます。その土地がなかなか難しいという状況でございます。十数年前にいろいろと用地交渉もさせていただきましたが、祭りの関係もあって、非常に土地の提供は難しい状況でございます。そういう中で、反対側の土地については、きちっとお話もさせていただいて、用地の確保ができたということで、右折だまりの設置まではできませんでしたが、できる範囲の中で交差点をできるだけこう広く余裕のあるような形で、整備をさせていただいたということでございます。

今後については、一応県の方とも協議はさせていただきたいというふうに思っています。そういう中で、できる方法があるのかどうか、そこらは一定議論が必要かなというふうにも思っておりますので、どういう安全対策があるのかも含めて、検討はさせていただきたいと思っています。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 今の、ひばり野の公園の反対側は、多分計画に基づいて家の移設をしていただいたんだと思います。これは、恐らく二度にわたってというようなことはできないと思いますので、何かの方法がないのか、あるいは用地取得に向けての努力をお願いしたいと思います。この件に関しましては、以上で終わっておきます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

大変難しい問題でございますが、少子高齢化に伴う深刻な少子化問題についてでございます。この件につきましては、御存じのとおり、当町だけの問題ではなく、全国規模の大変憂慮すべき問題ではありますが、日野町としていかに少子化に取り組むかについて、町長にお伺いをいたします。なかなか町が、行政がかかわっていくというのは、これも非常に難しい問題だと思っておりますが、行政の取り組みについてのお考えをお伺いします。日野町、小学校の児童数と今後の推移予想を見せていただきました。今年度は全町で1,229名、うち日野が601名と約半数を占め、必佐347名、桜谷108名、南比都佐105名と続き、西大路は68名であります。これが翌年度26

年度、あるいは27年度になりますと、日野と必佐以外の3小学校は、全て100名を切る児童数になります。そして、5年後の平成30年度には、全町でも現在の93パーセントに当たる1,144名になると予想されております。そもそも少子化が進んでいるのは、社会的な子育て環境の貧困を放置している政治や行政の怠慢によるところが大きいのではないかと。あるいは、年々非正規雇用が増え、若者の経済的基盤が弱まっている上、公的助成がないため、家庭の教育費負担率では我が国が先進国のトップクラスであります。いかに若者が日野に残っていただき、少子化に歯どめをかけていただくように、少子化を考えるなら、雇用と貧困対策をして、住みよい日野町を目指すまちづくりを考えるべきではないでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 少子化に伴う対策について、富田議員からご質問をいただきました。

日本が人口減少社会に入ってきておるとい状況でございまして、少子化の状況というのは大変進んでおることとございまして、ご指摘ありましたように、雇用と貧困対策をしっかりと政治の力でやるべきだということをおっしゃったわけですが、まさにそのとおりであります。あわせて、やはりこれまでの文化といいますか、それぞれの人の思いというものの変遷もあるのではないかとというふうに思いますので、しっかりと雇用をし、安心して暮らせる社会をつくること、ゆとりのある社会をつくる中で子育てができていく、そう思えるような社会をつくることこそが、ご指摘のとおり大変大事であるというふうに思っております。

そうした中で、日野町においても、次世代を担う子どもたちの健全な育成のための環境をつくるのが大切でございまして、この町に住んでよかったと実感できる仕組みづくりを進める必要がございます。町といたしましては、第5次日野町総合計画に掲げる施策を着実に進めることを基本に、具体的には日野町次世代育成支援行動計画の推進をはじめ、子育て、子育て、親育ちを支援することなどにより、子どもがはつらつと育つ町を目指して、各種の事務事業の取り組みを行っております。これらの施策の推進とあわせて、各地域や集落においての住みよい地域づくりへの自主的活動による地域共同体機能の向上、発展に向けての取り組みも大変重要な要素でございまして、町行政と地域が共同して取り組んでまいることが大切であると考えております。引き続き、努力をしてまいりたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 少しだけ再質問をさせていただきます。

少子化の解消、これは明らかに、若いご夫婦がおられて、そして子どもをもうけられて、そして地元で生活をしていただく。このいかに今昨今の問題は大変難しい



問題で、私の息子も家におりませんので大きなことは言えませんが、いかにこうして生まれ育った地元で若者が定住を図るか、そういう問題じゃないかと思います。それには、雇用のための企業も必要でしょうし、町長の今の答弁にありましたように、地域での取り組み、ここに住んでよかったというような取り組みも当然必要だと思いますが、若者の定住を図る対策というものをお考えがあるのか、どういう具体的なお考えがあるのかどうかを、もう一度伺いたします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（高橋正一君）** 富田議員から、若者の定住を図る具体的な施策ということで再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど町長の方も答弁申し上げましたが、大変、これをやればすぐに少子化が解消すると、そういう特効薬的なものはなかなかないわけですが、全ての施策が融合した後に、そういうものが見えてくればという、時間がかかると、そういうものでもあるというふうに思います。若者の定住ということにつきまして、1つは雇用の場ということが、通勤できる範囲にあるということが大切でございます。町内だけという範囲ではなくて、もう少し大きい範囲にもなるかとも思いますが、町としては、雇用の場を拡大すると、そういうことで企業誘致にも取り組んでいるところでございます。

それと、定住ということにつきましては、先ほど町長も申し上げましたが、さまざまな子どもたちが育っていく、産み育てる環境を整備する、そういうことも重要なことですので、次世代育成の支援計画等をはじめ、町としては、子どもたちと親が住みやすい、そういう町を目指して、第5次総合計画に基づいて着実に進めていくということで、少子化が少しでも解消できるといいますか、そういうふうになればいいというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** 大変これは難しい問題であろうかと思えます。ただ、これを放置しておくわけにはいきませんので、日本が東京一極集中となっているように、やはり日野もそんなに私は魅力はあるとは思いませんが、日野の町の中だけに集中されているように思います。したがって、今課長が申されたように、地域でいかに若者をとどめていくか、こういうことをしっかり今の時代にやっつけていかないと、幼稚園がどうだ、小学校がどうだといっている以前の問題になってこようと思っております。せっかく日野町は5つの小学校があるわけです。この小学校が、どの学校もにぎやかに今後とも学校教育が営めるように、今の時点で町長はじめ皆さん方のご尽力を賜りたいと思えますし、我々もできるだけの協力をしていかなだめだというふうにも思っております。お願いといたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 通告書にしたがいまして、分割方式で質問をさせていただきます。

まず最初に、防災対策について伺います。

東日本大震災発生より2年余りが過ぎました。今なお避難生活を余儀なくされておられる方が多くおられます。1日も早い復興が望まれます。先日、内閣府の南海トラフ巨大地震対策の最終報告が、新聞に公表をされておりました。東日本大震災に匹敵するマグニチュード9と想定すると、滋賀県は震度の最大値は5強から6弱の予測がされておりました。震度5から6弱では、補強されていないブロック塀の多くが壊れる、固定していない重い家具の多くが移動、転倒する、耐震性の低い住宅では倒壊するなどが想定されます。また、近年は防水害などの被害も多く発生しております。昨年8月には、集中豪雨により大津市南部での山の表層崩壊が発生し、多大な災害がありました。また、放射能やPM2.5など目に見えない環境汚染などさまざまな脅威にさらされており、防災減災への意識は高くなっていると思います。自助、共助、公助が大切ですが、公助であります自治体は、住民の安心・安全を守る施策が必要だと考えます。当町の取り組みについて、何点か伺います。

1点目は、情報収集伝達は、災害時の被害の大きさを左右するといっても過言ではないと言われております。災害時の情報は、どこに聞けばいいのか、日野町の伝達方法はどうなっているのかとのお声をよく聞きます。日野町では、区長さんへの情報連絡、町の広報車や町内9カ所の同報系防災行政無線、野外拡声器などで情報伝達をされ、本年4月からは「日野め〜る」が配信をされております。メール情報発信は、伝達が早く防災情報伝達の1つとして大変有効だと考えます。けれども、メールを利用されない方、また高齢者世帯などへの情報提供は、不備と言わざるを得ません。町民の皆さんに平等に迅速に情報伝達の対策をお聞きいたします。防災ラジオを導入して、高齢者世帯や単身世帯、地域共助の担い手になる民生委員、児童委員宅や消防団、小中学校などに配置されている自治体がありますが、日野町でも、有線放送にかわるものとして、防災ラジオの導入はできないのでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、現在日野町では、役場と各公民館に防災時の備蓄品を常備されております。個人でもハザードマップなどに、非常持ち出し品や非常備蓄品の準備などが書かれております。避難所となる小学校の備蓄状況をお伺いいたします。

3点目は、自分の命を守り、家族を守り、地域を守る、地域のことは地域で守っていこうと、自主防災組織を検討されている地域もあります。防災に対する十分な知識、技能を持ち、平時は地域の防災訓練、研修などの防災の啓発を行い、災害時には救助活動や避難所運営など、自助、共助の防災活動を実践する担い手である防

防災士の育成は、地域の減災防災力の向上が期待できるのではないのでしょうか。NHKの放送によりますと、大津市は受講費用の補助などを行い、昨年度だけで105人の方が防災士の資格をとられています。防災士育成について、町の考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 防災対策について、ご質問をいただきました。

まず最初に、災害時における高齢者世帯への情報伝達についてでございますが、基本的には、各地区の区長さんを中心に地域の自警団や自主防災組織、また消防団などを通じて、それぞれの世帯へ口頭伝達を行うことが基本であるというふうに思っております。こうした形で確実に周知を行う必要があると、このように考えております。そうした中で、防災ラジオを設置してはどうかと、こういうご提案をいただいたところでございますが、町といたしましては、町内での受信状況や他の電波などとの混信、また同報系防災行政無線を、アナログからデジタルに移行した場合には受信できなくなることも含め、まだまだ課題があるのではないかと考えておるところでございます。

次に、災害時の備蓄品についてでございますが、役場および各公民館に備えております備蓄場所、備蓄品の保管方法などを考慮し、小学校には現在備えておりません。万が一の場合は、町の備蓄品をはじめ、流通備蓄、県や他市町からの応援要請などによって確保し、必要な物資を避難収容施設へ供給することとしております。

次に、防災士の資格取得などについてでございますが、ご指摘のとおり、全国の自治体において、地域防災力の向上のために補助金制度などを定めておられるところや、養成講座などを開催されておられるところがあるようでございますが、地域の防災力向上を図る1つの方法かとも思いますので、防災士の制度について研究したいと考えます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 再質問させていただきます。

防災ラジオについて、まだちょっと問題があるということではございましたが、1回試作というか、どこがどうだめなのかということを検討していただいたのか。また、いつごろからその防災ラジオについて考えていただいたのかということをお伺いいたします。何回も今まで議員さんが、この防災については質問されておまして、有線放送にかわる対策はないのかということは、過去にも何回も言われてきたことではございますので、それに対して、地域のことは地域で守ることがいつも出てくるんですが、町としてできることというのは、どれぐらいされたのかという情報をいただきたいと思っておりますので、詳しくちょっと説明をしていただきたいと思っております。

それと小学校の備蓄品ですが、各家庭でも意識は高く、ある程度の備蓄はされておりますし、公であります小学校は、やっぱり備蓄ということを考えていただきたいというふうに思いますので、今後備蓄ということは考えていかれるのかということをお伺いいたします。

あと、防災士なんですが、全国では6万3,542人、滋賀県は506人というふうに聞いております。日野町で何人おられるのか分かりましたら、教えていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** ただいま中西議員さんから、再質問をいただきました。

まず、防災ラジオについてということでございますが、今手元に持っておりますのが、あるメーカーが日野町にということでご提案をいただきました防災ラジオでございます。ふだんは電源を入れまして、AMですとかFMの放送が聞けます。ただ、スイッチをオフにするのではなく、防災にセットをいたしますと、町の防災無線、同報系の無線でございますが、それが自動的に入る。あるいはそのAM、FMを聞いていても、自動的に防災無線に切りかわると、こういったものでございます。こういったものを提案いただきまして、昨年度、町の職員が、防災無線の受信の状況を、自分の自宅ですとかで試しに聞いてみたりしておったというようなところでございます。町の地域によりまして、電波の状態、感度が悪いというようなことで、しっかりと入らない地域もあるようでございますので、そういった場合は、その外部アンテナを設置していくというようなことになるのかなというふうに思います。そうしたことから、例えば全戸に配付をしたり、あるいは高齢者の方なり、いわゆる弱者と言われる方に配付をするということになりますと、これが比較的安価な物というふうに聞いております。いろいろなメーカーの物がありますので一概には言えませんが、これで7,000円ぐらい。あともう少しよい物ですと1万3,000円ぐらいというふうに伺っておりますので、それを配付世帯数に掛けると、相当な金額にもなるというようなことでもございます。また先ほど町長からもお話がありましたとおり、町の同報系無線は、町内に9カ所あるというものにつきましても、再整備していくというような話もあります。そうした中では、国の方では、アナログからデジタルにというようなお話もございますが、この防災ラジオにつきましてはアナログ対応ということで、デジタルにすると使えなくなるというようなことでもございますので、すぐに導入ということにつきましては難しい課題がたくさんあるのかなと、このように認識をしております。

続きまして、小学校での備蓄の関係ということですが、町の方では、先ほど町長も申し上げましたとおり、基本的には町役場に置く、公民館にはございますが、役場に置く中で、必要な物資を必要なところへ持っていくと、こういうことを基本に

させていただいておりますので、小学校につきましても、すぐに今後備蓄をというようなことは、現在のところは考えてございません。

最後に防災士の関係でございますが、減災や防災につきましても知識ですとか技術を取得をいただく方、あるいはその地域の指導的な役割を果たしていただく方を養成していくというの、非常に大事なことではあるというふうに思っております。補助制度を持っておられる自治体もあるということでお伺いしておりますが、防災士を受講するための受講料、あるいはその試験料、あるいは登録料、あわせてお1人約6万1,000円ほどかかるということでございます。補助制度を持っておられるところにつきましては、約2分の1補助で3万円程度を補助されて、3万円程度を自己負担されて取得をされているというふうにお伺いしております。3万円の自己負担を持って一生懸命やっていただけというのは、非常にありがたいことだなというふうには思いますが、また防災士につきましては、そういったことも含めて、いろいろと勉強させていただきたいなど、このように思っております。なお、日野町で防災士が何名登録されているかというのは、今、町の方では把握はしておりません。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 防災ラジオについては、いろいろな箇所で電波がどうというのは、余り検証はされていないのかなと思いましたが、それにかわるものというか、そういうものもまたいろいろと情報があると思っておりますので、検討していただきたいというふうに思うところでございます。

小学校の備蓄は考えていないということだったのですが、日野の場合は、公民館と小学校は結構近いところにあるということもあるとは思いますが、大変な震災になりますと、道路が寸断されるということが一番考えられることなので、役場からとか公民館から運ぶということが果たしてできるのかなというふうに、私は疑問に思うんですが、ちょっと災害の想定が低いのではないかなというふうに思いました。

あと、防災士のことなんですが、やっぱり補助がないとなかなか受けにくいということもあると思えますし、日野町でもちょっと把握をしていただきまして、また力を入れていただきたいというふうに思っております。

また女性の視点ということで、今防災会議ですとか避難所に女性の視点を取り入れていただいておりますが、また日野には女性防火クラブというのがあるんですが、それをまた発展的にしていただきまして、女性の防災士の養成も力を入れていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、通学路の安全対策について伺います。昨年4月、亀岡市で小学生の列に車が突っ込み、児童らが死傷、子どもが巻き込まれる事故が相次ぎました。全国で通

学路の安全調査が行われ、日野町においても通学路の安全点検が行われました。日野町は歩道整備されている道路は少なく、道路幅の狭い道路がほとんど通学路になっております。以前から安全対策の要望が出されているところも多くあったと思います。通学路の安全対策の取り組み状況、今後の対策について伺います。

1点目は、通学路合同点検などで、安全対策が必要な箇所は何か所あり、取り組み完了状況を伺います。

2点目は、以前から要望がある小井口地先、椿野台の入り口付近は、通学の子どもたち、自転車、自動車、バスが朝の時間帯は多く通り、グリーンベルトの横は水路のため、転落する危険性も多くあります。転落防止や歩道等の対策が必要な道路だと考えます。また大窪1区河原田町、通称這い上がり地先は、坂道のカーブで見通しも悪く幅員が狭い、交通量も多く事故も起こっています。対策の状況をお聞きします。

3点目は、政府は今年度通学路の安全対策を専門に行う、通学路安全対策アドバイザーの派遣事業をスタートされており、滋賀県は近江通学路交通安全アドバイザーを配置されていると聞きます。通学路の安全対策を進めるためには、学校関係者や地域住民の連携も必要だと思っています。日野町における通学路安全対策アドバイザーの状況をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 中西議員さんから、通学路の安全対策についてご質問をいただきました。

まず1点目、安全対策の必要な箇所等でございますけれども、昨年度7月に滋賀県、公安委員会、小学校、日野町の方の建設計画課、教育委員会等による合同緊急点検を実施したところ、18カ所で安全対策が必要との結果でございました。このうち10カ所につきましては、平成24年度中に対策が完了したところでございます。残り8カ所のうち、信号機新設の5カ所を除く3カ所につきましては、今年度に対策を行う予定です。なお、今後も引き続き、安全対策には十分配慮してまいりたいと考えております。

次2点目の小井口地先の這い上がりにつきましては、カーブ付近に電柱があることで道路が狭くなっておりますけれども、電柱の移転につきましては、場所等の関係で早期対応が困難であるというように聞いております。なお、県道につきましては、減速を促す路面標示の設置を要望しているところでございます。

3点目の通学路安全対策アドバイザーにつきましては、通学路における通学児童の交通安全の向上を図ることを目的に、平成25年3月1日から運用が始まりました。アドバイザーは、県内の市町立の小校区ごとに1名を委嘱することとなっております。日野町でも各小学校にそれぞれ1名を委嘱したところでございます。アドバイザー

の皆さんには、学校や保護者、スクールガードの方々等と連携を図りながら、安全対策に向けたお取り組みをいただいているところでございます。また、安全なまちづくり協議会や多くの皆様方に、子どもたちの安全など見守りをいただきまして、本当にありがたく思っているところでございます。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 再質問をさせていただきます。

点検箇所を聞かせていただきましたが、今後も定期的にこういう合同点検ですとか、学校での点検をしていかれる予定はあるのかということと、また、点検状況について、地域の方や道路を利用される方に情報発信ということは、考えておられるのかということをお聞きします。

それと、小井口地先なんですけど、ずっと前からこれは要望されているところでございまして、水路が今ちょっときれいに整備がされたところですけども、夏になると草とかがもうばっくと生えておりまして、大変水路の境も見にくいですし、また車をよけると本当に水路にはまりそうになるという状況で、その対策について、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思えます。

それと、這い上がり地先ですが、これもちょうどカーブのところに電柱が当たっているということで、移転ができないのかというのは昔から言われているところなんですけど、それは本当に要望をきちっと何回も、毎年でもいいですが、されているのか。また、その地域の住民の方との話し合いの状況は、どうなっているのかということをお聞きします。本当にここ曲がり角で三叉路で大変危険ですが、本当にグリーンベルトが引いてあるだけで、何のこう危険という啓発の看板も標示もないというふうに思えますので、そのあたりについて要望はされているのかを聞かせていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 教育委員会、教育次長。

**教育次長（岡 常夫君）** 県道等の状況につきましては、後ほど建設計画課長の方からご答弁申し上げますということで、よろしくお願いしたいと思います。

あと、18カ所の緊急点検の結果を受けまして、県なりまた町として緊急に対応をしていこうということで順次整備をしてもらっております。グリーンベルト等を中心にしてもらったところではございますが、ただ先ほど教育長答弁がございましたように、信号機につきましては、なかなかすぐにできるものではございませんし、次の信号機との間隔等のこともありますので、今後十分注意をしながら通行するようということで、児童生徒の方にも呼びかけをしているところでございます。

今後の点検でございまして、これは緊急で一斉にということとは別にして、それぞれ各小学校ごとに、交通安全アドバイザーの方も含めて、スクールガードの方も含

めて、いろいろ日ごろからの点検もいただいております。また学校PTAの方からも、町の方への要望もたくさん頂戴をしておりますことから、学校ごとの特異性なりまた特徴もございますので、そういう中での点検を実施していただくとともに、また子どもたちの方の目も、防災、防犯も含めた参考に意見も聞いていくというような取り組みも各学校でもらっておりますので、そのようにしてまいりたいと思います。

それから情報の発信でございますが、地域の方全てにというわけにはいきませんが、特にPTA等の中で要望状況、またその対応、町の方の対策等は、PTAの広報紙ならびに総会等での紹介、発表をいただいているところでございますので、町としても要望等がありましたら、できる限りその対応が図れるように、関係の皆さんとの協力をしてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（岸村義文君）** 中西議員さんの方から再質問いただきました。

まずは、小井口地先の水路の関係でございます。毎年地域からも一定要望もいただいております。そういう中で、県の方に、鎌掛側の住宅の非常に狭いところについては、水路も含めて整備をいただいたという状況です。なお、もう少し鎌掛に向かって、少し狭いところでまだふたもできていない、側溝の改修もできていない、草が路肩に生えてくるということもございます。そういうところについても、引き続き県に対して要望はしていきたいというふうに考えております。今も要望は進めているところでもございます。

そして、這い上がりの電柱の関係でございますが、確かにカーブのところ電柱がありまして、カーブであり、幅員も非常に狭いところでもございます。そういう中で、電柱の移転する場所がなかなか難しいということがございまして、今まで移転ができていない状況でもございます。この場所というのは、道路敷に電柱が立っておりますのを、民地に移転をしていかないとなかなか難しいかなど。ここだけやなしに、日野地区全体的に考えられることなんですけども、できるだけ民地の皆さんにご協力がいただけるようにというふうには考えておるんですが、非常にカーブであり坂であり、電柱の高さを上げるとか、そういうこともありますので、引き続き電柱の移転に向けては、要望も含めてやっていきたいというふうに考えております。まずそれも含めてでございますが、安全対策として、やはり今のままでは非常に危険ということで、合同点検の中でも言われております。そういう中で、ライン標示も含めて、県の方には現在検討をいただいているところでもございますし、できるだけ早い時期に、減速ラインなりの安全対策をやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君。



**2番（中西佳子君）** 這い上がり地先のことなんですが、早急に道路に危険、スピード落とす、というような啓発のものでしたか、またそこを電柱の移転が今すぐ無理なのであれば、そういう標示をしていただいて、車がスピードを落とすように。かなりスピードを出して走っておられる車がありますので、先にできるような対策を早急にお願ひしたいというふうに思います。

それと、先ほどの安全対策アドバイザーなんですが、各校に1名ずつということに配置をされるということでした。この人選については、どういう方がされているのか、またどういう活動をされているのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育委員会、教育次長。

**教育次長（岡 常夫君）** 通学路対策安全アドバイザーにつきましては、滋賀県の方で、近江通学路交通安全アドバイザーということで設定をしております、この中で、それぞれの公立の市町立の学校ごとに1名ということでございます。日野町の場合につきましても、各小学校長からの推薦をいただきまして、警察なりの方へ推薦をいたしまして、その中で県の方で委嘱をしてもらっているというものでございます。

活動につきましてでございますが、通学路の点検の参加、ならびに通学児童の保護、誘導活動の実施ならびに指導、そして安全に関するご意見等を頂戴をする、また交通安全教育活動に関する支援、あと、地域全体の交通安全意識の普及活動ということで、村島議員にもアドバイザーになっていただいております。このような形で、町と学校、ならびに警察、また県との連携のもとで、通学路の安全対策に寄与をいただくと、そのような役目をお願いをしているものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 本当に、朝、安全まちづくり協議会の皆さんとかボランティアの方が出たいただいて、子どもを見守っていただいたり、また帰りにも見守っていただいて、本当に町の子どもたちを大切に見守っていただいているんですけども、しっかりと対策もしていただかないと危険にさらされますので、また早急に対策の方をお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、11番、池元法子君。

**11番（池元法子君）** それでは通告にしたがいまして、分割で質問をさせていただきます。先日、一問一答でかなり時間をとられていましたので、私は簡潔に質問したいと思いますので、明瞭なご回答をお願いいたします。

まず、風しん予防接種費用助成についての質問です。風しんが全国的に流行し、患者数は全国で4月末には4,000人を超えてと言われていましたが、5月26日現在ではその倍の8,507人と、流行拡大の勢いはとまりません。妊娠20週ごろまでの妊婦が

風しんウイルスに感染すると、赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいが出るおそれがあります。その予防のために周りの人も予防接種を受けて、妊婦さんの感染を防がなくてはなりません。今回日野町でも、子育て支援施策として、風しんの助成制度を設けていただいたことは大変喜ばしいことだと思っています。

そこで何点かお尋ねをいたします。

1つ目に、風しんの流行の原因は何だとお考えでしょうか。

2つ目は、またこの風しんの流行が繰り返される懸念についての対応策は、考えておられるのかお尋ねをいたします。

3つ目に、事業実施期間が平成25年9月30日までとなっていますが、延長のお考えはないのかお尋ねをいたします。

4つ目に、接種方法が町内医療機関になっていますが、町外医療機関で接種した場合にも、償還払いで助成をできないものかお尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 池元議員から、風しんの対策についてご質問をいただきました。

ご指摘のように、風しんは、これまで数年間隔で流行を繰り返してきておりまして、今回関東地方、近畿地方で流行をし、全国に広がっております。発症している患者の8割は男性で、その大半が20代から40代でございます。この流行の特徴は我が国の予防接種制度に関係し、子どものころ予防接種の対象でなかったり、対象であっても受けなかったりして抗体がない人が多いためと思われます。成人男性に見られるように、風しんの抗体が不十分な年代があることは、今後も流行が繰り返される懸念がございます。このことは一部の地域だけでなく、全国的な風しん対策が講じられる必要があるものと考えており、国などへの働きかけを含めて対策が講じられるように、他市町や関係団体と連携してまいりたいと考えております。

次に、風しんは春先から初夏にかけて多くの患者発生が見られることから、今回の風しん予防接種費用助成制度の期間も、風しんの流行期のピークが過ぎる9月末までとしております。ただ、風しんの流行が落ち着くのか否かは現時点では分かりませんので、今後の状況を見ながら、延長の判断もしていかなければならないと考えております。

次に、町外の医療機関での接種の話でございますが、日ごろから地域医療を担っていただいている町内の診療所や病院で予防接種をしていただけるよう、今回の風しんの予防接種は町内医療機関と契約を交わして実施しております。契約した町内医療機関で接種された場合、町から接種費用の半額を医療機関に支払いますので、医療機関の窓口では残り半額の支払いで済み、改めて町に申請するといったわずらわしさをなくしております。しかし、何らかの理由により契約医療機関以外で接種された場合には、領収書を添えて申請いただければ、償還払いをさせていただきますこ

とといたしております。

**議長（杉浦和人君）** 11番、池元法子君。

**11番（池元法子君）** それでは再質問させていただきます。

今の答弁の中でもありましたように、8割が男性で20歳から40歳代、そのころにちゃんと接種を受けられていなかったりということで、そういう人が多いということも今言われました。そういうところから見て、全国的な風しん対策が必要というのはもちろんなんですけれども、まず日野町のそういう妊婦さんを守るというところからいきますと、この一番抗体のない年代の人については、日野町だけでも、今受ける条件が19歳以上で妊娠を希望している女性とか妊婦の夫とかいうふうに書いてありますけれども、20歳から40歳の人なら、希望すれば、妊娠を希望しているとか妊婦の夫じゃなくても受けることができる、受ける人が増えれば、日野町だけでもその流行が防げるということにならないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（壁田 文君）** 風しんの予防接種について再質問で、流行している年代の助成についてはということでいただきました。

現在の助成制度につきましては、妊婦と胎児の感染を防ぐという緊急的な措置でございます。議員がおっしゃるとおり、全国的な発症のことを考えますと、その年代に対する予防接種の助成も有効だとは思いますが。他市町の動きですとか、また先ほど答弁もさせていただきましたように、町村会などを通じまして、全国的な規模での助成制度の創設等を考えていけたらと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 11番、池元法子君。

**11番（池元法子君）** そのようなことで、本当にその流行の時期だけとか、全国的に防ぐことが必要なんですけれども、まず我が町の少子化対策の1つにもなると思いますので、ぜひそのことを続けていっていただきたいなというふうに期待をいたします。

続いて、日野町内における学校給食についての質問です。広報ひのの今年5月号に、日野中学校で給食が始まった様子が掲載され、子どもたちが楽しく食事をしている姿を、大変うれしく拝見いたしました。先月我が日本共産党の湖南地区議員団約10名が日野中学校給食の視察研修に来られ、多くの自治体が、費用の効率化だけでセンター方式や民間委託をされている中で、自校方式、直営で教育という観点をしっかりと中心に据えている我が町のやり方に関心をされておられました。

今年度不安定な民間委託についての情報が幾つか入ってまいりました。三多摩市仲田小学校では、競争見積もり合わせを10社に依頼したところ、2社が不参加、8社が辞退したため業者が決まらず、現在は市の学校調理員による給食が行われてい

るとのこと。また狛江市の中学校給食では、今年2月末に25年度から調理業務の継続が困難であると、民間の三鷹給食センターより通知があり、現在給食代替事業として、ミルク給食の実施、弁当の持参ができない生徒にはあっせん弁当による昼食の確保を行っているそうです。民間業者に、仕事はいくらでもあるのだから、条件の厳しいところを無理して受ける必要はないという傾向が生まれているのではないかとのこと。学校給食の民間委託にすることの危険性を浮き彫りにしています。

今、日野町立小学校における給食のあり方懇話会が立ち上げられ、協議が進められておりますが、このような懇話会については、原則公開が当たり前だと思いますが、今回非公開となった理由を教えてください。またこの懇話会が延びたことによって、桜谷小学校児童の通常の学校生活に支障がないのかどうか、またそのときの対策についてお考えなのかどうか、お尋ねをいたします。

そして中学校における学校給食の基本方針のように、小学校給食においても、給食を食育という教育の一環として続けていっていただきたいと願うところでありますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 池元議員さんから、給食についてご質問をいただきました。

中学校の給食につきましては、議会でもいろいろご議論いただきましたけれども、おかげさまで4月から順調に開始できました。改めてお礼を申し上げます。私も、給食をランチルームで何回かいただきました。工夫されたメニューで、しかも生徒たちが選んだ明るい食器で、大変おいしかったです。またふだんは入れない調理室へも、所定の検査を行った上で入室し、白衣を着用し、作業工程ごとに下処理や調理の現場を視察いたしました。肉や野菜、パンなど搬入口も分けられ、調理も温度管理を徹底するなど、大変衛生的で安全に調理が行われ、生徒が食べる直前にでき上がるように、時間も調整されていたところでございます。さらに配膳室で、調理員さんから生徒に直接給食のワゴンを手渡される風景は、大変和やかで貴重なふれあいであると感じました。また生徒たちが給食を食べる様子も、何度も見に行きました。中でも、議員さんが言っていたように、机を寄せて仲よくおいしそうにあたたかいごちそうを食する姿を見て、大変ほほえましく感じているところでございます。

さて、小学校における給食につきましても、教育委員会においてご議論願っているところでございますけれども、今日までの自校直営方式の経験をもとに、給食を生きた教材として考えるとともに、食育の観点は中学校と同様でございます。基本的な考え方でありまして、現在日野町立小学校における給食のあり方懇話会において、慎重な議論をお願いしているところでありまして、今後その報告をもとに、町として方向性を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

また、その懇話会を非公開とした理由でございますけれども、傍聴につきまして懇話会で協議しましたところ、公開でもよいという意見も出ましたけれども、委員さんの給食に対する認識に違いがある中で、委員の自由な質疑や意見表明を保証してもらいたいとの意見が多く、賛成多数により非公開とすることになったものでございます。なお、会議の概要につきましては、終了後に座長等から会議の対応を公開できるとしたところであります。また会議を、当初3回程度ということでもございましたけれども、延ばすことについての弊害でございますけれども、桜谷小学校校舎改修工事におきまして、音の出る工事につきましては、夏休み期間等を活用したいとの思いを持っております。このことから、給食棟の解体につきましても、この時期にあわせて施工させていただけますと、2学期の授業等への影響が少なく済むと考えております。いずれにしましても、懇話会の委員の皆さんの議論などを通じて、会議のあり方も決めていただけるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、池元法子君。

**11番（池元法子君）** 答弁で、懇話会の決定を待つということでもありますけれども、ぜひ参考にしていただきたいなと思って、私は今回質問をしました。

今教育長も申されましたように、先生が一番心配をされていた教室の形態が給食に向いていないという、中学校のことですけれども、ということをおっしゃっていましたが、子どもたちが先生に言われるんじゃないくて、近くの机をあわせてテーブルにして、本当に仲よく食べている。そしてまた、残飯がいっぱい出るんじゃないかというふうに心配をされておりましたけれども、これも分けて、子どもたちが自分の入れ物で残すというんじゃないくて、初めからこれは半分しか食べられないなとかいう子については、返しに来るんですね。それも先生方が考えられたのか子どもたちが考えたのか、ちょっと私は分かりませんが、そしてその返されたものについて、これを欲しい人ということで、手が挙がるのがすごく多かったら、じゃんけんで決めなやというような形で、パンでもみんなそういう形でされていたんですね。これやったら、残飯が出るのは少なくなるなというふうに感心していたんですけども、そういうふうに対応される先生によって違いがあるかも知りませんが、私たちが聞いた先生方には、何の問題もありませんというふうに、子どもたち、本当に喜んで給食を食べていますと言われていましたので、本当に案ずるより産むがやすしだなというふうにも実感したものです。そのときに視察に来られた守山市の場合ですけれども、今弁当持参なんですけれども、やっぱりお弁当を持ってこられない子がいる。その子たちのために、スクールランチというのを実施されているそうです。これは1食500円で注文制で、前の週に次の週の5日間の注文をする

らしいんですけども、毎回注文は1食から4食、3,000人ぐらいの生徒数のところなんですけれども、それで業者が困っておられて、せめて10食はとってほしいというので、1食しか注文がなくても10食は来ると。それを教職員の先生やら教育委員会の職員さんが、その残った分を皆さん食べられていると、購入されているというふうに聞きました。そして、その視察された人たちが皆さん言われていたのが、本当においしい給食を笑顔で食べている。そんなものに本当に勝るものはないなど。お弁当だと、やっぱり周りの人の気にもしながら隠して食べている子がいたり、1人離れて食べている子があったりするけれども、そんなことなくみんなと一緒に仲よく笑顔で食べている。安心・安全の給食は、本当に何ものにもかえがたいものだと実感をしたというふうに、感心して帰られました。

昨日議長が、しばらくぶりに一般質問をされました。その中で、日野町の子どもたちの健全育成の大切さ、それも訴えられました。まさにその点においても、食育の大切さ、これをしっかりと据えた自校方式、直営が、我が町の子どもたちのために最良だと私は考えて、日野町らしい学校給食を望むところでありますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分から再開いたします。

—休憩 10時22分—

—再開 10時45分—

**議長（杉浦和人君）** 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** 7番、高橋でございます。

質問をいたす前に、ご報告をさせていただきます。去る3月30日、日野町北脇中在寺線にかかる宮前橋の災害関連工事が完了いたしましたことに伴い、地元の北脇中在寺区の役員のもとに、町建設計画課のご支援をいただきまして、竣工式が執り行われました。祭事式典には、災害発生から復旧工事完了に至るまでご尽力ご協力賜りました県工事関係者をはじめ、多くの方々のご列席をいただきました。町当局からも藤澤町長、建設計画課より課長、工事にかかわっていただきました職員の皆さん方、また議会より杉浦議長、東産業建設常任委員長のご列席をいただいたところでございます。祭祀のもとに、安全で堅牢な橋梁として、未永く存在することを祈念いたしまして、竣工式がいたされたことをご報告いたしますと同時に、ここに至るまでに関係いたします地方当局の部署、各位、また議会議員の各位の深いご理解と絶大なるご協力があつて実現いたしましたことと申しているところでございます。地元議員といたしまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目でございますが、農業基盤整備事業についてお尋ねをいたします。国民の主食である米づくり含め、農業を支える後継者が年々減少をいたしております。また現在の農業従事者の高齢化も進んでいることから、今後の農業のあり方、生産性の改善のみならず、農地が持つ地域関係の影響からも深刻な問題となっていることと考えております。そのような中、産業の効率化、負担軽減になります農業基盤整備事業は、農業従事者の継承、農地への維持とつながる効果ある施策であると考えられます。昨年度日野町では、事業費の地元負担率の低減措置によりまして、多くの地区の整備事業が実施をされたところであります。今年度も引き続き地元負担率が低減されます、平成24年度補正予算の繰り越し執行によりまして、さらに整備が進められることは、非常に喜ばしいことと思っております。しかし、今回の補正予算に対して、地元への整備要望通知が2月8日に行われ、申し込み締め切り日が2月19日であり、実質10日間と短期間であったことが懸念されるところであります。そこでお尋ねをいたします。

今回の補正予算に対しての要望集計結果は、どのようであったのか。農道舗装、水路整備等々事業ごとの集落数、路線数、水路数、なお、総延長数が分かれば、お教えいただきたいと思っております。

2つ目に、今回の補正予算での申し込み締め切り後の要望はあったのか。あるならば、その内容をお知らせ願います。

また今回の事業計画を含め、日野町内の農業舗装率はどのようになるのかお示しを願いたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 7番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 農業基盤整備事業について、高橋議員からご質問をいただきました。

今回の事業については、補正予算の対応ということでございまして、往々にして国が補正予算で対応する場合については、時間的な制約が大変厳しゅうございまして、今年も今回の場合も、早いものでは12月末に要望調査が来て、正月明けには数字を言えと、こういう状況であったわけでございますし、教育関係におきましても、いろいろ皆さんにもご厄介になりましたけれども、そうした締め切りなどの関係は、大変厳しいものがございました。この農業基盤整備事業につきましても、一旦正月明けの要望調査で終わったわけでありましたが、改めて国の方からも、予算に余裕があったのだと思っておりますけれども、こういう事業をもっと推進してはどうかと、こういう要請もある中で、県との調整も含めて、時間が少ない中であっても迅速な対応をしてきたと、こういうことで25年度補正も24年度と同じぐらいの事業量を確保することになったところでございまして、現在4月以降、地元と折衝をして、要望の具体化をお聞きし、箇所を決め、施工方法を相談し、そうした中で調査設計を測量

会社等に委託をし、それが現在まとまりつつある状況で、今後農作業の状況と調整を図りながら、この2億余りの事業を円滑に進めていく段取りをいたしておるところでございます。

こうした中で、要望の状況でございますが、約30集落60カ所程度でございます、農道舗装が21集落から約12キロメートル、用排水路が10集落から7キロメートル、ため池2カ所、ポンプ1カ所の要望があったところでございます。

次に締め切り後の要望につきましては、6集落から相談がございまして、そのうち4集落が農道約2キロメートル、2集落から用排水路200メートル、こうした相談を受けておるところでございます。

3つ目に、農道の舗装率の問題でございますが、これまで特に平成21年度には、これは14キロメートルやりまして、24年度には30キロメートルやりまして、今年度は約12キロメートル、こういうことで格段進んだわけでございますが、地域で農地水環境をはじめとして自主的にやっておられる部分などもございますので、なかなか正確な数値を把握することはできないわけでございますが、おおむね4割程度ということではないかというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、今回締め切りまでの部分が、今示されましたが、どれだけ設計に入っておられるか分かりませんが、その辺の予算との整合性は、どういう形になっているのか、進捗状況、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、今回の補正予算の申し込み後の締め切りという形で、今ご報告いただきました。ちょっと申し上げておきますと、実は今回3月の議会におきまして、補正予算の中で、予算委員会で否決された議案がございました。それに伴いまして、私も幾つかの自治会、また団体から、説明を求められたのでございますが、その中で、そのもの自体は別にして、切実な訴え方がございました。その予算委員会で否決された内容の中に、この農業基盤整備事業というのが入っておりまして、これに至るまで、おまえらどれだけ知っているんだと。どれだけ苦労したか、知っているのかと、こういうような、的はちょっと別だと思うんですが、その辺のところ切実な訴え方がございました。そういったものを考えますと、そのもの自体は非常にご苦労されていると、地元の方が。これは痛切に思ったわけでございます。そういった意味の中で考えますと、確かにこれ、締め切りにおくれたところもあります。しかし、締め切りがおくれたからといって、端的におたくが悪いんですじゃなくて、ここに至るまでのやはり評価というのはしなきゃいけないだろうというふうに思っております。そういった意味で、この予算の中に含めて、今後できるような形にできないのかどうか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。



それから今、日野町全体で農道舗装率が約4割ぐらいだと、こういうふうにお聞きいたしました。考えてみますと、農道舗装に関する考え方なのですが、今日野町の部分の中で、基幹産業になっていると同時に、農地面積非常に多いわけです。もちろん、農業生産性そのもの自体に、改善しなきゃならない問題があるんですけど、持つ要素として、住に対する環境性なんです。農地が荒れてしまったら、どうなります。そういった意味の中でも、やはりこの農地というのは維持させていかなきゃならないだろうと、こういうふうに思います。したがって、今の40パーセントで本当にいいのですか。日野町の目標がある、例えば70にしようじゃないか、まあ、地元の負担率がありますので一概には言えませんが、少なくとも60パーセントにしようよ、70パーセントにしようよ、そういった形の位置づけにできないものかどうか、この辺もあわせてお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（高岡良三君）** ただいま高橋議員さんの方からご質問をいただきました。

まず、私ども、今24年の繰り越しでやっております事業につきましては、7割程度強の進捗率で採択を、それぞれ通知をさせていただき、現場を回らせていただき、今積算等に入っているところでございます。

また、言われました、確かに締め切りが10日ほどしかなくて出された部分につきまして、今町長が申し上げましたとおり、6集落の方から要求をいただいております。その中身につきましても、要求に来ていただきました組合長さん等につきまして、私ども今設計をしている中で、おおむねのところは何とかクリアをさせていただこうということで、ご返事をさせていただいているところでございますが、確実には、少しお待ちくださいということで、この秋が終わった時分に、そういう数字というのは出せてくると思っておりますので、そのときに改めて返事をさせていただこうというふうに、思っております。先ほど述べていただきましたとおり、大変切実なものでございまして、地元さんの方でまとめていただく、当然負担金の分もございまして、そういう点もあわせて、十分に協議をいただきたいというふうに思っておりますので、私ども、それに対応できるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、26年度以降につきましても、農業基盤整備促進事業という形で事業は続いていくというふうに聞いておりますが、何せ今の緊急対策のような補助体系にはならないということでございまして、地元負担に対しましても、多大なものがかかるということで、それに対する補填というのは、私どもも協議をしていかなければならないと思っておりますが、これは昨日東議員さんの方にもお答えをしたんですが、それぞれ役場の方の中でも協議をしなければならぬし、金銭的にもそうでございますし、また私どもの方の体制の方も改めて整えていかないと、なかなか対応できるも

のではないというふうに、こう考えてございます。

舗装率につきましては、今も町長が申しましたとおり、1メートル80以上の幅員の道路等は、それぞれ完璧ではございませんが把握をしております。農道といえますと1メートル、1メートル50の農道もございますので、その部分も含めると、今の4割ぐらいというのが舗装率ということになってございますが、おおむね生活道と関連する道路については、できてきているのではないかなというふうに思っておりますので、この4割がどこまで上げられるかというのは、なかなか目標も私ども立てていくわけにはいかないんですが、といいますのも、今言いましたように、地元負担の部分もかかわってきますが、やはり生活道と関連するところについては、7割、8割の部分で舗装ができていかないと、大変かなというふうには感じてございます。

**議長（杉浦和人君）** 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** 前向きなご発言、ありがとうございます。締め切りに間に合わなかったと言えども、それだけのご努力をされているわけですから、評価をしていただき、できるだけ実現するような形でお願いしたいと思います。

なお、先ほど申しましたように、日野町における住環境における農業とのかかわりを鑑みますと、今のままで本当にいいのか、また荒廃することのないように、そういった意味からも、農道というのは非常に大きな役目を持つんじゃないかなと、農業従事者の観点からも非常に必要なことだと思いますので、積極的な形で進められるようなことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、2項目めの質問をさせていただきます。

空き家対策につきましてでございますが、本議会の一般質問、また委員会で何度か質問がなされており、私もいたしたところでございます。空き家の実態といたしまして、平成20年度の総務省住宅土地統計調査によりますと、空き家率は全国で13.1パーセント、滋賀県で12.9パーセントとなっており、国全体で見ますと、昭和53年から約30年間の間で、戸数で2.8倍、757万戸と大きな増加というふうな形になっているようでございます。また野村総合研究所が出しておりますレポートによりますと、今から27年後の2040年に空き家率がさらにアップする。約36パーセントに達し、3戸に1戸が空き家となる深刻な試算をいたしておるのが現状でございます。このような状況を発生させない対策が求められることとなりますが、日野町では、空き家情報登録制度の創設や、空き家をホームページに掲載するなど、空き家活用対策がなされております。しかし本質的な対策となっていないことから、これまでの質問に対して、研究会を立ち上げ、空き家対策に、条例を含め町での調査研究を実施し、あわせて県の6町にも働きかけを行い議論を深めると答弁説明をされましたが、その後の進捗状況をお尋ねいたしたいというふうに思います。

また日野町内の空き家の状況を調査把握されているならば、できるだけ詳しく報告を願いたいというふうに思います。

前回、竹村総務政策主監より答弁をいただきました。今回政策主監である平尾さんにまた答弁を求めたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務主監。

**総務政策主監（平尾義明君）** 空き家につきまして、ご質問をいただきました。

議員も申されますとおり、どんどん空き家が増えてきているということで、全国的にも13.1パーセントとなっているところでございます。

空き家対策につきましては、平成24年1月に関係各課によりまず協議を行い、日野町空き家問題研究会を設置し、平成24年4月に第1回研究会を開催し、以降25年3月までに7回の会議、また三重県名張市へ先進視察により調査研究を行い、3月に研究会の報告を作成したところでございます。報告書の総括につきましては、空き家等の適正管理に関する条例などの名前によりまず条例制定が望ましいという結果を出したところでございます。このことから、調査、研究により明らかになりました課題を、今後の条例制定に向けての検討課題として、さらに協議を進めていきたいと、このように考えております。

また滋賀県町村会の6町で、空き家の対策を行政課題として協議を行いまして、昨年10月に町村会から知事に対して、空き家対策に県として積極的に取り組むよう要望を提出したところでございます。要望に対しまして県からは、空き家に関する実態の把握や、県と市町が連携して対策の促進に努めるという回答を得たところでございます。

次に、町内の空き家に関する調査でございますが、平成21年11月に区長さん、および町代さんをお願いをいたしまして、各地区の空き家の確認調査を実施した結果では、おおむね335軒の空き家を把握したところでございます。ただし、これにはいわゆる新興住宅地、またアパートなどは含んでございません。335軒の性質別の内訳は、市街化区域が152軒で、空き家率で試算をいたしますと9.1パーセント、市街化調整区域内では183軒で、パーセンテージにいたしますと5.8パーセントとなっております。また7地区別の空き家率につきましては、日野地区9.7パーセント、東桜谷地区7.0パーセント、西桜谷地区6.7パーセント、西大路地区5.9パーセント、鎌掛地区6.8パーセント、南比都佐地区1.9パーセント、必佐地区5.9パーセントとなりました。また空き家の建物としての状態についてでございますが、おおむね推計数値ではございますが、手を加えずに使用可能な空き家が全体の10パーセント強、少し手を加える必要がある空き家が50パーセント弱、大幅なリフォームが必要と思われる空き家が40パーセント弱、リフォームが困難と思われる空き家が4から5パーセント程度であると集計をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** 研究会ならびに町村会を通じまして、知事への要望と活動についてはお聞きをいたしたところでございます。

今年度ですが、これは国交省の5年に1回調査で、前は20年ですから、今年また調査を行われるという年になっているんじゃないかなというふうに思います。したがって、今21年度、調査をされたという形の中から、今回実施されるであろう調査に乗って、どういう形の変化が起こっているのかということは、もう明確に出てくるんじゃないかなというふうに思います。恐らく、いい方向には、なかなか出てこないんじゃないかなと予測はされます。先ほどもちょっと述べましたように、かなり急激な形で、空き家が増えるだろうという予測が出ております。当地区においても、この10年間ぐらいでどう変化するんだろうかと、1回ちょっと見てみたんですが、少なくとも15パーセントぐらい増えますね。そういった形で、急激に深刻な状況になってくると、予測されるのが現状です。そういった中で、現在住んでいるわけです。これから住まれる方に対する住環境の整備については、やはり行政で責任持ってやっていかなきゃいけない。それも早急にやっていかなきゃいけない事項じゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。ぜひとも、そういった形のもの、着実に実現に向かうようにひとつお願いをしておきたいというふうに思う次第でございます。

昨年度でございますが、国交省の方から各自治体で検討を行っているかと調査がきて、これは日野町はもう出されたんでございますかね。回答率が78パーセント、22パーセントの各自治体から出されていないわけなんですけど、これを見ますと、今検討しているが約20パーセントぐらい、これから検討に入るとというのが20パーセントぐらい、何らかの形で実施をしているというのが5パーセントぐらい。したがって、今45パーセントぐらいが、何らかの動きをされているんじゃないかなという形になっております。そういった状況になってきますので、日野町についても、住環境の整備をするという名目のもとにやっていただきたいなど、こういうふうに思う次第でございます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、5番、蒲生行正君。

質問に入る前に、蒲生さんをお願いをしておきます。恐らく時間が午後とまたがると思いますが、項目にわたりますして、時点で昼食に入らせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

**5番（蒲生行正君）** それでは一般質問通告書に基づきまして、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

昨日杉浦議長に、1時間を効果的に生かす時間配分のお手本を示していただきました。私は前回3月議会での一般質問は、4つの事項の質問を行ったのですが、珍

しく十数分間も余りが生じてしまいました。そこで今回は、住民の声を反映させるため、もう1つ増やしまして、5つの事項をただすこととさせていただきます。昨日の杉浦議長のようにうまく時間配分ができないと思いますが、時間いっぱい挑戦させていただきたいなど、こういうふうに思っております。

またいつも申し上げておりますことですが、再質問や再々質問をする必要のない、住民が納得できるご答弁を冒頭をお願いをいたしておきます。

藤澤町政3期目も早1年がたとうといたしております。平成16年7月の就任からは、丸9年がたとうとしております。この間の主要な人事異動は、就任当初と9回の定期人事異動の10回であります。この10回の人事異動の中で、私はこの4月の管理職員の人事異動が、10回目にして初めて、その人その人にあつた適材適所の異動を行われたのかなと思つておるところでございます。9年がたちまして、個々の職員をそれぞれの確に把握されるようになったのかなと、こういうふうに思つております。適材適所のこの4月の人事異動の中でも、商工観光課長への森口課長の異動は最適であつたと見ております。森口課長は、国民体育大会山岳競技の滋賀県の監督までなされた人物であります。鈴鹿国定公園を日野町内の誰よりもよく知る方あります。日野町の観光行政から、近年少し影が薄くなつてきております鈴鹿国定公園の整備とPRに、先頭に立つていただける最適任者でもございます。

それでは第1問目の質問、山間辺地集落の振興対策についてお伺いいたします。

3月議会の一般質問、下水処理事業についての再質問で、「山間辺地集落は人口が少なく、頑張りたくてもかなわないところでもあります。自立したくても、かなわないところでもあります。ここに手を差し伸べるのが政治の姿ではないでしょうか。手を差し伸べるのが、政治本来の役割ではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします」とお尋ねいたしました。町長答弁は、「小さい集落に対する配慮といひますか、支援というのは、行政の役割ではないか、こういうようなことでご発言をいただいたというふうに思つております。当然のことであるというふうに思つております」でありました。日野町内で一番人口の少ない集落、行政区は熊野であります。本年1月末現在の人口は35人、3ヵ月後の4月末現在の人口は2人減りまして、わずかに33人であります。2番目に人口の少ない集落、行政区は熊野の隣の平子で、4月末現在の人口は47人あります。ちなみに、私が住んでおります音羽の人口は、熊野の約11倍の361人あります。町長がお住みの清田の人口は、熊野の約8倍の270人あります。音羽や清田にとっては、大字内の1つの組単位の人口であります。また、熊野は日野町の中心部や役場から最も離れた綿向山の山麓に位置し、蔵王ダムの奥、日野川の源泉に位置する山間辺地の集落であります。熊野は山間辺地集落で人口が少なく、頑張りたくてもかなわないところでもあります。自立したくても、なかなかかなわないところでもあります。かつては辺地対策事業債を活用して、辺地

振興対策事業を行える集落でありましたが、町営バスが集落まで通じるようになり、辺地の要件から外れることとなりました。バスが通うようになり辺地の要件から外れることがよかったのか悪かったのか、判断に迷ってしまうところでございます。現状では、行政の助けなくして有効的な方策が見出せないところであります。

そこでお伺いいたします。

1つ目は、鈴鹿国定公園、綿向山区にあります熊野の滝への遊歩道、ハイキング道としての安全・安心な散策道整備を町に求めるものであります。鈴鹿国定公園綿向山区にあります熊野の滝は、日野町内随一のマイナスイオンがあふれるパワースポットであります。鈴鹿山脈の南部東麓、三重県側は花崗岩の地形が多いため、河川の浸食によって形成された溪谷が多くみられます。この浸食による急峻な地形から、宇賀溪や三滝川に多くの滝があります。これに対しまして、西麓、滋賀県側には滝が少なく、熊野の滝は珍しい希少な滝であります。町長が、熊野の棚田ボランティア活動に参加されました5月12日曜日の午後、妻と2人して熊野の滝を訪れました。私にとりましては、二十数年ぶり3回目の訪れでありました。前日に雨が降りましたので、滝の水量が多くなり、初めて訪れる妻が感動するだろうと思い、また散策道が濡れていては危険であり、乾くのを待ってから、この日の午後に訪れることといたしました。熊野会議所前の駐車場は、棚田ボランティアへの参加者の車で満車の状態でありました。ふだんは静かな熊野が、この日ばかりは若者があふれ、にぎやかでありました。熊野会議所から熊野の滝までは約1.5キロメートル、熊野の滝まで小さな石のお地蔵様が丁標示仏と標示物として一丁から十丁までお地蔵様の右側に道のりが刻まれております。崖崩れでなくなったのか、どういうわけか分かりませんが、六丁目のお地蔵様だけがありませんでした。最初の1キロメートル余りは、木々の新緑を浴びての遊歩道、ハイキング道でありましたが、滝に近い300メートルほどは、トラバース土斜面が断続しており、谷の石が崩れた崖場となり、離れたロープにつかまって渡るところ、ロープもなく、木の枝や根っこにつかまって渡るところが続きました。また、倒れた大木が道を横切って行って、くぐって越えるところ、朽ちていて踏み外しそうな木橋、老いとともに高所恐怖症となりまして、下を見れば足がすくむところなど、整備不十分な散策道であり、非常に危険な道でありました。滝の手前に不動明王のほこら、不動堂があります。このほこらの滝寄りの木の壁面に、由来書きの看板があり、その下に、滝を訪れた方が自由に記載できるノートがつるされております。毎年棚田ボランティア活動に参加されている町長の記帳があるかと見てみましたが、残念ながら見当たりませんでした。このノートに記されておりました一部を、紹介させていただきます。「大変やった、いろいろあって悩んでいたけど、ここに来るまでの苦労を味わったら頑張れる気がする、ゴールできてよかった。」また、「道危ねーよ、ていうか途中なかったじゃん、

滝はよかった。」また、「久しぶりにスリルを味わいました。」また、「初めて来ました、道が険しくて大変でした、滝がすごくきれいで感動しました。」このように、多くが滝のすばらしさに感動した声と、道の整備を求める声が記載されておりました。妻も、熊野の滝へ来るまでは頭痛がすると言っていましたが、また道が険しく途中で引き返したくなかったが、マイナスイオンがあふれるパワースポットに来て、すがすがしい気分になったと、日野町内にこのようなきれいな滝、豊かな自然があることを知らなかったと語ってくれました。そこで鈴鹿国定公園内、西麓の珍しい希少な滝であります熊野の滝への観光道として、遊歩道、ハイキング道としての安全・安心な散策道整備を、シャクナゲ溪の遊歩道、ハイキング道のように町に求めるものであります。

2つ目は、今年は5月12日に開催されました、町長も参加され、また毎年参加されております棚田ボランティア活動への、町単独の支援を求めるものであります。今年5月12日の棚田ボランティアへの参加者は、聞くところによると50人、長浜三菱樹脂労組の若い組合員が20名、大学生5名がボランティアとして参加されました。熊野の女性が、この間も広報に載っておったんですが、総出して参加ボランティアをもてなしておられました。この棚田ボランティア活動に対しまして、滋賀県の100パーセント補助事業、農村ふるさと環境保全事業を活用して、平成21年度に25万円、平成22年度に25万円、平成23年度に18万円の補助金が町よりありました。しかし昨年度から、補助期限が過ぎましたことにより補助が打ち切られました。町長も毎年参加されており、熊野の実情をお分かりかと存じます。そこで日野町内で一番人口の少ない集落、人口33人の熊野の活性化事業に対しまして、町単独の支援を求めるものであります。

以上、2点につきまして、山間辺地集落を守る心あるご答弁を町長に求めます。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 蒲生議員から、熊野の地域の頑張りに対して、町としても応えるべきでないかと、こういうようなご趣旨のご質問をいただいたところでございます。

ご指摘のとおり、熊野の滝に至る道については、とりわけ木橋が朽ちている部分がございます。私も昨年度に現場を訪れさせていただきまして、熊野の滝まで歩いてまいりました。大変きれいな滝であるというふうに認識をいたしたところでございます。しかしながら、熊野の在所から1.何キロメートルがあり、まさにシャクナゲ溪のあの状況というよりも、綿向山と同じような登山道のような状況になっておるなというふうに思っておったところでございまして、綿向山の登山道自体も、綿向生産森林組合や綿向山を愛する会などの人たちなどによって、大変なご苦勞をいただいておりますし、ここの滝につきましても、先ほどご紹介ありましたように、

ほこらがありまして、滝の信仰されておられるんだな、こういうふうにもお見受けしたところでございますので、ここの滝への登山道というのかどうかは別にして、サンダルで行く散策道ではないだろうというふうに思いますので、そういうものをこれまで地元が維持してきていただいているわけでございますので、それに対して町がどのような支援ができるのかということについては、昨年度の区長さんから、強い要望をいただいておりますので、町の中でもどのような有効な手法があるのかと、頑張っている熊野の皆さんを支援する手だてを研究しております。

次に、棚田ボランティアの件でございますが、これも熊野が一生懸命取り組んでいただいておりますので、私もお声がけをいただいて参加をさせていただいておりますのでございますが、県の関係の事業ということで3年間の補助期限ということでございましたので、県の方での対応というのは難しいということになったと、このように理解しております。そうした中で、町単独の補助制度ということにするのか、いろいろな農業農村振興の事業を活用していただくような紹介をするのか、こういうことなども含めて、事業量、額の問題、さらには事業内容も含めて、地元の皆さんとも相談をしていきたいなど、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは再問を行わせていただきます。

町長も昨年訪れていただいた、こういうふうにお聞きしましたが、木橋が傷んでおると、こういうようなところだけを言われましたが、私、全部写真を撮ってきました。これ、また見て、後、お答えいただきたいなど、こういうふうに思います。それを見ていただければ、どんなひどいかというところはよくお分かりで。木橋も、あと、崖になっているところとかすべて撮っております。また先ほど言いました六丁目のお地蔵さんだけないというのも、ここで見ていただければ分かります、こういうふう思うところでございます。森口課長は、何度も行かれておると、こういうふうに思います。この今回の質問の前にも申し上げておったので、行っておられるのかな、こういうふうに思っております。熊野の滝のパワー、本当にすばらしいものがあるところでございます。町長も実感をされていると、こういうふうに思います。安全な安心な散策道の整備が必要と、こういうようなのは分かっていたとおると思いますので、何らかの方法をお願いしたいと、こういうふう思うところでございます。

昨日、西澤副議長が、地域振興と補助制度についてと題しましての一般質問を行われました。その中で、山間地域が独自で観光振興を図っていくことは容易なことではありませんと、こういうふうに申されました。私もそのとおりだと思っております。特に熊野は日野町内で一番人口が少ない集落であり、町の中心部から最も離



れた集落であります。町長は、小さいからこそ輝くまちづくりを目指しておられます。くしくも、今月末29日、30日に、第18回全国小さくても輝く自治体フォーラムが、日野町で開催されます。日野町内で一番人口の少ない集落熊野が輝いてこそ、日野町全てが輝くことになるのではないのでしょうか。ここに手を差し伸べるのが政治の姿であり、手を差し伸べ支えるのが政治本来の役割ではないのでしょうか。また、昨日の杉浦議長の一般質問のお答えの中で、議会一般質問等でのご提言に対して、できる限り取り組んでいきたいと、こういうふうに申されました。先ほどお答えをいただきましたが、再度その写真等も見ていただきまして、町長に、町による熊野の滝への安全・安心な散策道整備と、棚田ボランティア活動への町単独の支援を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 熊野の皆さんは、人口が少のうございますが、グリム冒険の森の指定管理を熊野ワークスで受けていただいて、元気に頑張っていたいておりますし、町道の草刈りなども、あの少ない集落の中で蔵王ダムのあたりまでやっていたしているし、熊野に住んでおられない方も、熊野の住民として活躍をされておられるやに把握をいたしております、大変元気に頑張っていたいているものと、このように思っております。

そうした中で、ああいう棚田ボランティアの事業も、元気だからこそやっていただけなのかと、このように思っておりますので、西澤議員にもお答えさせていただいたところでございますが、それぞれ頑張っていたいる地域や団体の皆さんがおられて、地域や団体の皆さんが主体的に実施いただくこと、そして町がどの分野で支援をするのか、こういうことも含めて検討をする必要があるだろうというふうに思っておりますし、とりわけ熊野の滝については、やはり森口課長も言っておるわけでございますが、いわゆる観光ルートというより、登山ルートという捉まえ方のなかで、安全を確保することが必要であるだろうと、あの状況を見ればそうだと、このように思いますので、地元の皆さんと棚田ボランティアの問題も、さらには滝の問題も、強い要求、まあ何とかという話を聞いておりますので、町がどの部分を支援し、地元がどの部分で頑張っていたいただくのか、こういうことも含めて庁内で検討していき、町単独の制度を創設するのか、既存の制度を利用するのか、それともそのほか国や県や他の団体の制度を有効活用するのか、こういうことも含めて町内で議論もし、地元の皆さんとも相談をさせていただきたいなど、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** 確かに、棚田ボランティアにも、熊野に住んでおられない方も参加をされておりました。また、私も熊野に若干寺の土地がありますので、協議費

等はお渡しさせていただいておると、こういうところでもございます。

今、登山ルートとしての整備と、こういうようなこともおっしゃったところがございます。森口課長は滋賀県下で名のある有名な登山家でございます、御存じでございますが、熊野の滝から綿向山までは至近の非常に短い距離にあります。地図を見てもらって、すぐ分かると思います。本当に近いところがございます。一般の初級の登山者には無理でしょうが、私どもには到底無理なんです、中級や上級の登山者ならば登れる道があるそうでございます。そこで今おっしゃったような登山道整備の1つとして、熊野の滝までの整備を町によりお願いできないものかなと、これは森口課長のお考えもお聞きしたいなと思います。

また棚田ボランティア活動へは、補助金をなかなか出せない、今後検討するというところでございますが、お金を出すだけではなくて、あと、苗や肥料等の物資を出すと、こういうようなのも1つの形になるのかなと、こういうふうに思います。その点もお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 森口商工観光課長。

**商工観光課長（森口雄司君）** 商工観光課長のお考えをとということでございますが、私もお質問を受けまして、今月はじめに現地を確認をさせていただきました。新緑に包まれた国定公園にふさわしいところであるなという感じを持ったところがございます。

滝道を、観光散策道として誰もが気軽に歩ける道にと、こういうことでございますが、道につきましては、誰もが気軽に歩ける道に整備するというのは、非常に厳しいなという認識を感じました。したがって、登山の一環として、その道を認識する必要があるんじゃないかなというように思っております。現状では、地元有志によりまして、非常に手を加えていただいていることに感謝を申し上げるところでございます。

今後におきましては、所管であります商工観光課だけじゃなしに、ほかの課も調整をしながら、何か有効な手だてがないかなということを研究してまいりたいと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（高岡良三君）** まず、議員さん自らが現場へ出向かれて、現状把握されていることについては、敬意を表するところでございます。

なお、棚田ボランティアの分につきましては、蒲生議員さんご案内のとおり、既に事業としては完成しているところでもございます。先ほど町長が述べましたとおり、町が、地元がどういうふうな対応ができるのかということは、相互に研究をしていかなければならないというふうに、把握してございますし、また今商工観光課長が申しましたとおり、周りの方からも協議を含めてするというところでございます。

私どもの方も、当然今仮の事務所でございますが、隣にもおまして、いろいろな形で協議をしていきたいというふうには思っておりますが、ただ、それぞれの守備範囲というのがございまして、観光パワースポット等の話につきましても、私どものエリアを外れるわけでございますが、それを何とかほかのところもあわせてということでございますので、ともに関係課の方と協議をしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは質問が3回までとなっております。

今後、この点はいろいろな面で議論をしたいなど、こういうふうには思っております。

4度目は要望となっておりますので、要望をいたします。

私が財政係長るとき、金がないなら知恵を出せと、知恵がないなら汗をかけと、ある人から言われたところがございます。どんな方策でもかまいませんから、何らかの方策で、町による熊野の滝への安全・安心な散策道整備を強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。

2つ目の質問は、広報ひの等の文書配布について、お考えをお伺いいたします。各集落の区長は、一部の区を除いて毎年度交替をされています。西大路地区では、西大路第1区、第2区、西大路第3区は2年度交替であります。仁本木以東の7集落の区長は1年交替であります。平成25年度は北畑区が、平成24年度に引き続いて2か年度連続して同一人物が選出されましたが、これは例外の出来事です。西大路地区では、毎年年度初め、近年は4月3日に第1回目の地区の区長会、地区自治会が開催されております。この今年度最初の地区自治会で、町の広報ひの等の文書配布は、町職員がすべきではないのかとの声が、新任の区長より出されました。他の出席者たちと、今日まで思いもなかった発言であり、唾然となりました。そこで私より、区長は町の非常勤特別職の事務嘱託員であり、文書配布等の区長手当として一律の定額と、世帯数に応じた世帯割が報酬として支払われており、区長職務の1つであると答えました。この回答で納得をいただきましたが、このように考えている方がおられることを知り、自分自身が、今日までの文書配布について他の機関はどうされているのか、考え直してみました。我が家は、妻が毎日のようにいろいろな習い事や学習会、趣味のサークル等に出かけており、平日の在宅者は私1人のことが多いところでございます。このため、来客者の対応を私がいたしております。JAグリーン近江、農協では、職員に担当地区世帯を割り振られ、毎月担当職員がぐりーんぴーす等の文書が入った袋を、各家庭に訪問し配付されております。そのときに、いろいろな情報伝達や意見聴取をなされております。この間来られた

ときには、ちょうど火災保険が7月に満期になりますので、手続を忘れないでください。また6月は、私も年金をもらっておりますので、年金振り込み者へのプレゼント月でありますので、忘れずもらって下さいねと語られました。ちなみに我が家の担当者は、甲賀市に在住の30歳前後の女性職員であります。このように、JAグリーン近江では、地区住民とのコミュニケーションを図り、組合員との信頼関係の構築に努めておられます。また昨日の平山議員の一般質問に対しましてのお答えの中で、町長の信条であります、顔が見える関係を申されました。

そこでお伺いたします。

日野町役場も、せめて年2回でも気候のよいときに、例えば4月と10月に職員それぞれの担当地区世帯を定め、広報ひの等の文書配布をされ、町民とのコミュニケーションを図られてはどうでしょうか。これこそ、町長がよく言われる真に顔が見える行政であり、地域の実情を職員がじかに知ることができるようになるのではないのでしょうか。

以上、町長のお考えをお伺いたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 広報ひの等の配付につきましては、区長さんをはじめ関係者の皆さんに大変なご厄介になっておることをありがたく思っておりますし、また、そうした質問が出たときに、的確にご説明いただいたことをありがたく思っております。

さて今、町職員が広報を配ってみてはどうかと、こういうご提案でございますけれども、蒲生議員がおっしゃる趣旨は、町職員が町の住民の皆さんの状況をしっかりと把握することが大事ではないかと、こういうようなことが根っこにあると、質問の趣旨はそうなのかなと、こういうふうにお聞かせいただいたところでございます。そういう意味では、毎年4月に開催いたしております全町区長会では、区長さんに対して、行政に関する相談等がある場合には、近所に居住している役場職員に、気楽に相談なり依頼をして下さいよと、こういうような話もさせていただいているところでございます。あわせて、私も管理職員をはじめとして職員の皆さんには、地域の住民として地域に参加する中で、地域で役割を果たす、そういう役場職員として活動すること、さらには、そうした中で住民の皆さんの状況を把握して政策立案に生かすこと、こういうことは、常々職員の皆さんにも話をいたしているところでございます。そういう住民の皆さんのニーズを、思いをつかんで政策化していく、対応していく、こういうことを、すべての役場職員が常日ごろから思いをもっているべきだと、このように私は思っておりますので、おっしゃるそういう趣旨については共感をするものでございますが、それを広報の配付という形でやるのが合理的なのかどうかということについては、それよりもむしろ日常のいろいろな活動

を通じて、さらには仕事を通じて把握していくこと、その他が大事であるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、身近な課題を自由に話し合っていたく場として、車座懇談会や出前講座なども、職員が出席をいたしておりますし、常日ごろ自らの職場において、住民の皆さんとも対応をさせていただいておりますことから、そうしたことを通じてニーズの把握、状況の把握に努めることが大切なのではないかと、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは再問を行わせていただきます。

私は、大学生のとき4年間の京都での生活を除きまして、日野町で暮らしておりますが、1年間に一度も訪れない集落がいくつも毎年あります。また、役場に勤めるまで一度も行ったことのない集落がありました。まして、日野町外から役場に勤めておられる職員の中には、一度も訪れておられない集落があるのかなど、かように思います。各家庭へ訪問しての文書配布、これに限らず、いろいろな方法があるようなことをおっしゃいましたが、ただし、これが一番各家庭を必ず訪問をできます。そういう中において、日野町を、地域を、全ての住民を知ることができるのかなど、こういうふうにも考えるところでございます。町長がよく言われる顔が見える関係、再度この顔が見える関係を大切にされる町長が、その面をどういうふうに捉えられているのかお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** おっしゃるように、顔が見える関係ということは大変大事な課題だというふうに認識をいたしております。そういう意味では、私はやっぱり仕事を通じて、しっかりと住民の皆さんの意見を聞くこと、ニーズを把握すること、そして町内に住んでいる者であれば、地域の活動にも参加し、役割を果たし、その中で期待される役場職員、これは強制できるものではないわけでありましてけれども、やはり地域で頼られるような、何かあったら相談を区長さんやいろいろな人がされるような、そういう人間、職員として高まってほしいなど、このように思っております。

そういう中で、アンテナを張って住民の皆さんと対応をしていくということが、大変大事であるというふうに思っておりますので、今後もそうしたことについて、職員の皆さんには努力をいただきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** 私が申し上げた1つは、町外から役場に勤めておられる方、この面を再質問でも申し上げたところでございます。今役場職員の3分の1が町外の職員でございます。そういう中において、町内にいる者は、確かに字の活動とかいろいろな形に参加できますし、地域の実情もよく知っている、こういうふうに思い

ます。町外の職員は、なかなかその機会がないと、こういうところがございますので、先ほど一番最初に申し上げました、J Aグリーン近江さんが我が家に来ているのも、甲賀市在住の30歳ちょっと越えたところだと思いますが、女性の職員でございます。そういう点を申し上げておると、こういうところがございます。なかなか強制するようなことは難しいところがございますが、それらの点も十分今後考えていただきたいなというふうに思います。そういう点の知恵も、総務課長や平尾総務政策主監に出してもらいたいなと、かように思いまして、これはお願いといたしておきます。

**議長（杉浦和人君）** それでは、質問者のご協力を得まして、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分から再開をし、蒲生君の質問を続けますので、よろしくご協力をお願いいたします。

—休憩 11時55分—

—再開 13時28分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けていただきます。

5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは、昼食を挟みまして、通告書3つ目の質問を行わせていただきます。食後眠たい時間になります。かつて質問をしている最中に寝ておられた管理職の方もおられますので、これからは簡潔に行っていきたいなと、かように思います。

3つ目の質問は、小学校通学区域柔軟化対応モデル事業の成果と課題について、教育長にお伺いをいたします。

3月議会の一般質問で、小学校特認校制度の実施についてと題しまして、平成22年度より実施している小学校通学区域柔軟化対応モデル事業は、残念ながら効果が見られないとして、近隣市の小学校で実施されている小学校特認校制度の実施を求めました。ところが教育長の答弁に、25年度は5人が小学校通学区域柔軟化対応モデル事業を利用されることになっておりますとのご答弁があり、ようやく成果があらわれてきたことを知った次第でございます。驚いた次第でもございます。岡教育次長にお聞きいたしましたところ、この5人の児童は、全て日野小学校区から西大路小学校への通学変更児童であります。このうち3人は、西大路小学校区の住居地でありました北畑と西明寺から、日野小学校区への住居地へ転居された児童であり、小学校の卒業は幼なじみと一緒の西大路小学校でとの児童であります。この3人は、前年度から引き続いての通学変更児童でもあります。そこへ今回初めて純にこの制度、小学校通学区域対応モデル事業を活用され、小規模校の西大路小学校を望んで、2人の児童が通学変更をされました。私はこのことを、西大路小学校の田中前校長

や現校長の重森校長の、本当に熱心な西大路小学校活性化によるものかと考えております。

そこで奥村教育長にお伺いをいたします。

1つ目は、平成25年度になってようやくこのように成果があらわれましたが、この成果の要因をどう分析されているのか、お伺いをいたします。

2つ目は、バス停から住居地が遠いためかどうか分かりませんが、また登校時刻がバスの時刻とあわないためか、親御さんが毎日自家用車で送迎をされています。少しでもバスダイヤの改善が図れないものでしょうか。お伺いする次第でございます。

3つ目は、小学校通学区域柔軟化対応モデル事業には、このように通学方法等に課題があると考えますが、現時点で通学方法を含めて、どのような課題があり、どのように改善されようとお考えなされているのかお伺いをいたします。

以上、奥村教育長に明快な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 通学区域の問題で、バスの運行の問題を、蒲生議員がお話しされましたので、その点についてだけ町長の方から答弁をさせていただきます。

ご承知のように、バスのダイヤについてでございますが、町営路線バスは5台のバスを最大限に活用いたしまして、学童の登下校や高齢者の買い物や通院などのための手段として利用をさせていただいております。運行をいたしておるところでございます。町営バスを運行するためのダイヤというのは、なかなかタイトな中でやっております。最大限の条件のもとで編成しておりますので、今お話しになられました子どもへの対応というのは、場所の問題、ダイヤの問題もいろいろありますので、なかなか直ちには対応できる状況にはないのではないかとというふうに思っておりますが、研究する必要はあるだろうと、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 蒲生議員さんから、通学区域柔軟化対応モデル事業の成果の要因をご質問いただきました。

成果といえるかどうか分かりませんが、このモデル事業の周知と、それから各校園の特色ある取り組み等のPRに努めてまいりましたことが、要因の1つではないかなというふうに考えております。具体的には、平成22年度には、このモデル事業の内容と各小学校の特色などを記載した学校紹介のチラシを、新聞折り込みで周知するとともに、PTAの総会等でも紹介してもらったところがございます。また平成23年度からは、広報ひのに専用のコーナーを設けまして、この事業の紹介ですとか、各幼稚園、小学校、中学校の特色ある教育活動を、広くお知らせしているところがございます。さらに昨年度は、各幼稚園、小学校の公開を広く行いまし

て、居住区、校区以外の方々にも、実際に子どもたちの様子や学校の環境などを見てもらったところでもあります。今後もさらに開かれた学校、園となるとともに、それぞれのよさを感じていただき、このモデル事業の利用が増えることを期待しております。

次に3点目の通学方法での課題でございますけれども、5人のうち徒歩通学が可能な距離のご家庭では、お子さんが慣れるまで送迎されるというふうに聞いております。ほかの4人は、保護者さんなどによる車の送迎であります。なお、この事業で通学を希望される方々は、年によって該当者が変わる可能性があることや、西大路小学校以外の、南比都佐小学校や桜谷小学校への通学を希望されることも想定した上での対応を検討する必要もありまして、もう少し状況を見てまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは簡潔に再問をさせていただきます。

せめてこの5人のうち1人は、今後歩いてこられるという形になりますが、少し遠いお方もおられます。こういうお方に対しまして、車で送迎をされておりますが、遠距離通学補助、自転車であっても、中学校は6キロ以上は遠距離通学補助がありますので、そういう遠距離通学補助でもしていただけないものか、心やさしい教育長にお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 今現在、バス通学あるいは中学校の自転車通学等の補助を行っておりますけれども、それぞれの距離ですとか、いろいろな条件を定めておりまして、それに該当する場合は、もちろん適応させていただくわけでございますけれども、このモデル事業にかかわりましては、少し違うのかなというような気もいたしておりますけれども、それぞれの状況に応じて、今後検討してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** 数年先には、日野小学校が増築していかなきゃならんと、こういう事態になってまいります。そうなりますと、多額の費用を要します。遠距離通学補助ですと若干の金額で済むところでございますが、それだけの多額の増築の経費を使わずとも、これなら少しの経費でできますし、西大路小学校は、教室の中少しの生徒、一桁の生徒でございますので、非常に教室内がらがらであいておりますので、何人増えても十分だと思っておりますので、そういう点の補助にされた方が効率的に、また学習面でもいいのかなと、こういうふうに思っております。今検討すると、こういうことでございますので、そうしていただくことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。



続きまして、通告書4つ目の質問を行わせていただきます。

4つ目の質問は、小学校校庭、幼稚園園庭への桜の木と実の成る木の植樹についてであります。この事項も、奥村教育長のお考えをお伺いいたします。

春4月、今年も日野町内では桜花爛漫の中での小学校の入学式、幼稚園の入園式が執り行われました。日野町の入学式、入園式に桜は欠かせないところであります。桜のない入学式、入園式は、日野町では考えられません。また、南比都佐小学校の学林を活用した自然学習や、桜谷小学校の裏山を活用した自然学習がよくニュースにとりあげられておりますが、日野町内の小学校では、どこも地域の豊かな自然を生かして、自然に接して親しむ学習が行われております。日野中学校の高橋政宏前校長は、理科の先生でありました。自然に接して親しむ学習の重要性を強く認識なされており、学校教育に実の成る木が必要と、日野中学校校庭整備での樹木に実の成る木の植樹を望まれました。私も樹木に花が咲き、実を結び、熟していく過程が、校内で目の前で見られたらすてきだな、すばらしい学習ができるだろうと賛同をいたしました。先日高橋政宏前校長にお出会いして、この6月議会の一般質問で先生のお名前を出すこと、また小学校校庭等に実の成る木の植樹を求めることを申し上げました。そのとき、高橋前校長は、植樹した日野中学校の実の成る木のそばに、その木の説明書き、木の名前、この木はいつ花が咲き、どんな香りがして、いつ実が成るのか等々を書いた説明看板がまだつくれていないことを、申しわけなく私に語られました。

そこでお伺いをいたします。

1つ目は、小学校校庭の桜が老木となり、倒木のおそれのある危険な桜木も見受けられます。西大路小学校の桜木も老木となっているもの、また老木となり一部が伐採され、平成7年3月18日卒業記念植樹と標記された木柱とともに、成長した桜木が、また捕植された若木もありますが、伐採されたままのところもございます。毎年度倒木伐採にあわせて、捕植を町の予算にて途切れることなくされることを求めるものであります。

2つ目は、生きた教材として、中学校以上に小学校の校庭や幼稚園の園庭に実の成る木の植樹が必要と考えます。日野中学校の校庭には、ビワの木、スモモの木、ユズの木が植樹されております。このほか、カキの木、リンゴの木、クリの木、キウイの木の植樹も考えられます。クリのいがから実をむく、こういう経験も学習となります。また、山椒の木の植樹、山椒はアゲハチョウの食草だそうでございます。山椒の木にアゲハチョウが産卵し、羽化して校庭を舞う様子を観察できたらすてきだなと、教育長思われませんか。残念ながら猿害が起こっている学校もありますが、そういう小学校や幼稚園には、ユズの木や、この今申し上げました山椒の木を植樹されるなど、小学校ごとに、幼稚園ごとに工夫を凝らされたらどうでしょう

か。あそこの小学校にはキウイの木があり、たわわに実っている。この小学校にはリンゴの木があり、私の地元の小学校にはクリの木がある。そう想像しただけでも楽しくなりませんか。奥村教育長のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 蒲生議員から、植樹について提案をいただきました。

まず1点目でございますけれども、校庭には、校舎整備などにあわせて、地域の方々のご協力で植樹などしていただいております。すばらしい教育環境として、また理科や生活科の学習等で活用しているところであります。さて、校庭などへの桜の植樹につきましては、各校において、県の緑の募金による緑化樹配布事業などの支援を受け、実情にあった捕植等をしてもらっております。なお、倒木など危険な樹木につきましては、学校の意向等も聞きながら伐採をするなど、適正な管理に努めております。また情操教育の一環として、学林や裏山、校庭への植樹も桜谷小学校、南比都佐小学校などでPTAや地域の皆様のご協力のもとで、実施していただいております。

次に、2点目の、実の成る木の校庭への植樹でございますけれども、日野中学校では、改築時に植えたビワが今年何個か収穫できそうな状況になってまいりました。日当たりや土壌の関係もありまして、ほかの樹木は余り成長しておりませんが、学校では植えかえなどを行いながら育ててもらっているところです。小学校では、校庭などにさまざまな木を植えておりますが、地域の実情や学校の方針を尊重する中で、可能な環境かどうかも含め、研究してまいりたいと考えます。なお、経費につきましては、町の単独補助事業であります特色ある学校育成事業補助金において対応してまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** それでは、再問を行わせていただきます。

今、実の成る木の植樹を申し上げたところでございます。この実のなる木の植樹とともに、紅葉する木の植樹も学習に欠かせないかなと思うところでございます。イチョウの木、モミジの木、季節の移りかわりを学ぶ理科の教材としてのみでなく、幼稚園ですとお絵かきや、小学校ですと写生として活用ができるのかなど、かように思います。小学校の校庭や幼稚園の園庭に、紅葉する木の植樹も必要かと思えます。この点について教育長のお考えを伺いたいなど、かように思います。

また先ほど、私も、県の緑の募金を活用できないものかと、こういうふうにおっしゃるとしたら、それについてはお答えをいただきました。担当課長の高岡課長さんのお考えも伺えればなど、かように思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 再質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

それぞれの学校、園では、いろいろな木などの環境を整えていただいておりますけれども、さらにこう提案いただきましたイチョウとかモミジとかも、よい環境になるかというふうに思いますので、できるだけそういった方向も考えて、校園長とも相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今現在の状況を少しお話させていただきますと、例えば桜谷小学校ですと、桜谷小学校は校歌に、「花の学校桜谷とか緑の学校桜谷」というのがございまして、花の木を植えようということで、今回裏山や校庭等に桜やアジサイ、ハナミズキ、ツツジなど植えてもらったところでございます。そしてまた裏山には、ドングリ、実の成る木ということで、カシやクヌギ、紅葉するモミジとかイチョウとかも植えていただいたところであります。西大路小学校につきましては、校庭は桜が中心になっておりますけれども、近所の方のご厚意で、カキの実をとらせていただいて、皮をむいて干しがきにするというような活動もさせていただいているところでありますし、日野小学校におきましては、校舎の周りに、前の校舎の建築のときに、各ご家庭から庭木をそれぞれご寄付をいただいたというふうに聞いておりますので、本当に二百数十種類だったと思いますが、校庭に植樹がされております。そうしたものの名前を、講師さんに来ていただいて調べて、子どもたちが観察するとともに、今蒲生議員がおっしゃっていただきましたように、写生をしたりとかいろいろな教育活動に活用させていただいております。また南比都佐小学校は学林がございまして、そこも広葉樹の学林でございまして、さまざまな木があります。今言いましたドングリですとか、そうした葉っぱの学習ですとか、講師さんにも来てもらいながら、名札もつけさせてもらいましたし、さまざまな教育活動に利用しているところであります。またしいたけの栽培とかもしてもらっております。必佐小学校は、校庭には木は少ないんですが、橋本忠太郎さんのメタセコイアの大きな木があるとか、幼稚園はちょっと割愛しますが、それぞれの学校、園に応じたさまざまな環境を活用しまして、今後教育活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（高岡良三君）** ただいま蒲生議員さんの方から、緑の募金についてのご質問をいただきました。

私ども、24年度につきまして、西大路小学校の方の学有林の関係でございまして、そちらの方で緑の募金の補助をさせていただいております。

この緑の募金につきましては、皆様方からいただける募金の額により配分が変わってまいりますし、また県の方で配分されることによりまして、若干の上下がございまして、また25年度では、西大路小学校、南比都佐小学校の方からも要望をいただいておりますので、それにあわせて対応させていただこうというふうに思っておりますが、何分にも少し実の成る木ということについては、ちょっと難しいかなと

いうふうにも考えてございますが、できるだけそういう形でのものがございましたら、私どもの方でも対応させていただこうというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** できるだけ、先ほど申し上げました高橋前校長が忘れておられたというところで、できなかつたというところでございますが、木にそれぞれ名札をつけて、そしてまた説明板があれば、なお、小学校や幼稚園は、特に必要かなと思いますので、先生方にご苦勞をおかけしますがお願いをして、そういうものを掲げていただきたいなど、かようをお願いをいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

続きまして、通告書5つ目の質問、今回の最後の質問を行わせていただきます。

5つ目の質問、縮めの質問は、空き家管理条例の制定についてお伺いをいたします。先ほど、高橋議員が、空き家管理条例等の調査研究状況をお尋ねになられ、平尾総務政策主監が答弁をなされました。私は町長にお伺いをいたします。

一昨年平成23年12月の議会の一般質問で藤澤町長は、滋賀県下で一番最初に空き家管理条例をつくられた、こういう成果をあげられたらどうかと、空き家管理条例の制定を求めました。町長は、「ご提案の空き家管理条例についても勉強をしなければと考えております」と答弁をされ、再質問で竹村総務政策主監は、「今後、調査研究をしてまいりたいと考えております」と答弁をされました。また引き続いて1年前、昨年平成24年6月議会での一般質問で、いずれ制定されるのならば、藤澤日野町長が滋賀県下で一番はじめに制定されたという先進自治体のほまれを得られてはと思います。本年1月以降空き家問題研究会の設置要綱を定め、建設計画課を担当課とされ、三重県名張市への先進地視察研修を行うなど、調査研究をなされております。今後、いつごろまでにどのような調査研究をされ、いつごろをめどに制定されるのかお伺いをいたしました。町長は、「現時点でいつごろまでということにはなっておりませんが、引き続き調査研究を行ってまいりたいと、このように思っております」と答弁されました。また、三重県名張市は、約1年間先進地の状況等を調査研究し条例化をされたと答弁をされております。また昨年7月24日に開催されました西大路地区行政懇談会において、空き家管理条例の制定を求められ、西大路地区自治会副会長より、水口より日野への玄関口であります別所の今にも倒壊しそうな家屋についても語られました。その後、町議会の一般質問での、空き家の適切な管理を求める声を契機としてか、はたまた住民課や建設計画課のご指導によってか、音羽の、またこのとき出ました別所の、また旧山中正吉邸近くの、倒壊しそうな家屋が解体されなくなりました。一定の効果があつたのかなと、また職員の努力があつたのかなと、こういうふうにも思っております。

全国の空き家管理条例制定状況を見ますと、平成23年11月時点での空き家の適切

な管理を所有者に義務づけ、撤去規定などを盛り込んだ空き家管理条例の制定自治体は、9自治体でありました。昨年平成24年4月時点での国土交通省による調査では、空き家条例を施行していると答えたのは22都道府県の54自治体、所有者にかわり行政が取り壊す代執行を規定するのは12自治体に増えました。さらに平成25年1月1日時点での国土交通省による調査では、空き家条例を施行していると答えたのは32都道府県の138自治体、所有者にかわり行政が取り壊す代執行を規定するのは50自治体に増えました。滋賀県下の自治体は、この平成25年1月1日時点ではゼロ、皆無でありましたが、彦根市が昨年12月20日に議会の議決を得られ、本年4月1日より、彦根市空き家等の適正管理に関する条例を施行されました。また、続く自治体があるようでございます。

そこでお伺いをいたします。

1つ目は、昨年1月の空き家問題研究会設置から既に1年6ヵ月が経過しました。もう研究期間は過ぎたかと思われまます。高橋議員が聞かれました、7回の会議を行って3月で研究を終え、条例制定が望ましいとの答申を行ったと答えられました。私は藤澤町長に、今日までの研究の成果と課題、そして先ほどのご答弁を踏まえまして、そしていつ条例の制定をされるのかお伺いをいたします。

2つ目は、私が指摘しているのは、適切な管理をされず朽ち果てている老朽家屋についてであります。適正な管理下にある空き家のスローライフに適した古民家は、逆に残すべきと思います。これらを区別して今日まで研究されたのか、以上2点について、藤澤町長のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 空き家管理条例の制定について、ご質問をいただきました。

ご指摘のように、平成24年4月から研究会を設置し、25年3月まで7回の会議を行い、名張市への先進地視察などによりまして、調査研究の課題を探ってきたところでございまして、こうした中で、今後の条例制定に向けて、さらに取り組んでいく必要があるだろうと、このように思っております。

今後につきましては、行政代執行の制定の有無や条例の目的などについて、条例制定に向けた取り組みの中で詰めていく必要があるだろうということで、こうした課題を検討しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

また、昨年度設置した町の空き家問題研究会の中では、所有者の管理が行き届かない場合に、地域の環境や防犯防災などの問題につながる可能性のある空き家に関する対応方法を研究することを主な目的としておるということで、今現在検討しておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正君。

**5番（蒲生行正君）** これは企画振興課の方になるのかなと思いますが、適正に管理

されているスローライフ、前、私と一緒に仕事をしていた図書館の館長の小林さんは、スローライフをずっと求めておられました。今、長野県の山奥でスローライフを楽しんでおられるんですが、日野におられるときも、鎌掛の古民家に住まれると、こういうふうにされていました。古民家は逆に残して、都会の人に来ていただく、そういう活動をする、こういう面の研究はされなかった、こういうご答弁でございました。それらの活用をまた考えていただきたいなと思いますし、そういうPRも必要なのかなと、こういうふうにも思っております。これらについて高橋課長の方から、お考えがあれば伺いをいたしたいなと、かように思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（高橋正一君）** そこに暮らす人々が使える可能性のある空き家について、どのようにしていくのか、そういう趣旨のご質問をいただきました。

これにつきましては、議員もご案内のとおり、日野町では平成21年から、日野町の空き家情報登録制度というものをスタートしてございます。これにつきましては、主な目的としましては、日野町に永住といえますか、なるべく長い期間住んでいただきたい、そういう方が町外から、県外から来ていただければ、町の活性化にもつながると、そういう思いで、町の中で空き家となっているところを貸してもいい、また売買してもいい、そういう方の情報を求めまして、そこへ登録をしていただくと、そういう登録制度を始めてございます。現状、日野町の空き家を借りたい、また買いたい、そういうことで登録をいただいている方は、120名ほどおられます。それから、貸したい、こちらが持っている方でございますが、それにつきましては、借りたいという方がたくさんおられますので、物件が出てもお話が始まる、協議中になると、そういうこともございまして、今ホームページで出している中では、募集中という物件は5件、6件という数字でございますが、現在までに15件程度のお話し合いが進んで契約ができた、そういう状況でございますので、これからも積極的にPRをしていきたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 5番、蒲生行正。

**5番（蒲生行正君）** それでは、一日も早く空き家管理条例を制定されますこと、別に代執行まで考えてもらわなくても、一定のPRがあれば、それは成果として出るのかなと、こういうふうに思っております。制定されることを願って、今議会での一般質問を終えることといたします。やはり議長のように、うまく時間配分できません。

**議長（杉浦和人君）** 次に、8番、小林 宏君。

**8番（小林 宏君）** 通告に従い、一般質問、一括方式いたします。

子宮頸がんワクチン接種について、お尋ねします。

①、子宮頸がん（主に性交渉で感染するヒトパピローマウイルスHPVによって

発症し、発症まで10年以上とされている子宮頸がん) について。

②、予防接種法が4月1日付で改正されました。子宮頸がん予防ワクチンが、定期接種、法改正で努力義務、強制ではないとなった接種を不安視する人が増えていると言われていています。現在日本で販売されているワクチンは、商品名でサーバリックスとガーダシルの2種類、予防効果はそれぞれ約9年4ヵ月、6年4ヵ月継続されると確認されているが、まだ確実なデータは得られていない。小学校6年から高校1年相当年齢の女子は、全国どこでも接種を無償で受けられることになったわけであり、改正について、また改正による接種対象者数をお尋ねします。

③、ワクチン接種有効期間が明らかでないワクチンを、12歳から16歳の女子に接種する必要があるのか、疑問視されています。教育委員会教育長、福祉課福祉課長は、学校、接種対象者、保護者、住民への説明、啓発、また接種には原則保護者の同伴が必要であります、そのほか用意するもの、注意事項など。まだセクシャルデビュー前に接種をという言葉を使ったイギリスのグロクソスミスクライン、DSK社の冊子を御存じでありますか。

④、予防接種後副反応（以下、副作用）、厚生労働省の予防接種後副反応検討会が3月に公表した統計によれば、サーバリックスは平成21年12月の発売から昨年12月までに約684万4,000回の接種があり、ただし接種は1人に3回行われます。1,681件の副作用が報告され、うち重い症例が785件。ガーダシルは23年8月の発売以降約144万6,000回の接種があり、副作用は245件、うち重い症例は76件。発生率をインフルエンザワクチンと比べると、サーバリックス副作用は約38倍、ガーダシル、MSD社はそれぞれ約24倍と、いずれも極めて高くなっています。全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が3月に結成され、4月8日には接種の中止を求める嘆願書を厚生労働省に提出されました。このように心配されていますが、過去日野町において、副作用が出た事例がありますか。

⑤、倫理面、性交渉の奨励化につながるのではないかと危惧の声がありますが、HPVは性的活動を行う女性の50パーセントが一度は感染すると言われるほど、ありふれたウイルスです。たとえ感染しても、90パーセントの人では自然に排除される。さらに感染が持続して医療細胞ができて、90パーセントは自然に消滅し、細胞ががん化する前であれば、切除することでほぼ100パーセント治癒すると日本産婦人科腫瘍学会のガイドラインに示されています。確実な予防法を子どもたちに教えるべきと考えますが、お尋ねします。

ここで議長に許可をいただきたく、お願いいたします。よろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 内容は。

**8番（小林 宏君）** 内容を申し上げます。

一般質問締め切り通告後、6月14日、子宮頸がんワクチン接種について厚労省で

大きな動きがありました。そのことについてであります。

**議長（杉浦和人君）** 関連はあると思いますので、許可いたします。

**8番（小林 宏君）** 先刻ご承知のことと存じますが、6月15日朝刊で、副作用報告の子宮頸がんワクチン接種呼びかけ中止、厚労省自治体に通知の大きな活字。それによりますと、予防接種の安全性を議論する厚生労働省の検討部会は、14日、4月から定期予防接種の対象に加えた子宮頸がんワクチンについて、積極的な勧奨は一時やめるとの意見をまとめました。接種後、体の複数部分に慢性的な痛みが生じる重い副作用の疑いが相次いで報告されたため、これを受け、厚労省は対象者の接種呼びかけを中止するよう、自治体に通知したと報道されました。またこれまでは、自治体が予防接種の案内を対象者全員に送っていたが、これをとりやめる。同部会の座長は、希望者については、今後も公費負担で接種が受けられるようにすると強調するが、医療現場や保護者に混乱が生じることは必至だと報道。

私は、遅きに失したが、中止は当然であり、よかったと思っております。報道を受け、通告どおり質問を行うかは迷いましたが、行うことにしました。ご迷惑の面、多々あったと思います。ご了解賜りたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 8番、小林 宏君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 子宮頸がんワクチンに係るご質問をいただきました。

ご指摘のように、子宮頸がんは全国的に20から30代で増えておりまして、ヒトパピローマウイルスの感染によるものですが、感染しても多くの場合一時的で、ウイルスは自然に排除されますが、感染した状況が長い間続くと、数年から数十年にかけて子宮頸がんを発症することがあると言われております。中でも16型と18型のウイルスが、発症原因全体の7割を占めていますので、その予防としてのワクチン接種を行っています。

今回の改正は、平成22年度から24年度まで、ワクチン接種緊急促進事業として費用助成してございましたヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種が定期接種となったものでございます。子宮頸がんワクチンの接種対象者は、小学校6年生が103人、中学校1年生が103人、中学校2年生が111人、中学校3年生が101人、高校1年生が100人で、合計518人でございます。

子宮頸がんワクチンの接種については、対象者の保護者に今年度のはじめに個別通知し、接種についての説明や注意事項などを記載した文書を送付しました。その中で、接種に必要なものや注意事項も記載をいたしております。準備するものは、予診票、受診券、健康保険証、母子健康手帳であります。体調のよい日にワクチン接種をしていただくことなどを、注意事項として挙げております。

子宮頸がんワクチンの副作用、副反応として、日野町で強い副反応が出たということは確認しておりません。



また、先ほどご指摘がありました6月14日に開催された厚生労働省のワクチンの安全性を検討する会議で、副反応についてワクチンとの因果関係も否定できないことから、副反応について国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に接種を呼びかけることをすべきでないという意見がまとめられました。そのことについて、6月14日付で厚生労働省から通知がありましたことから、町では町内の予防接種指定医療機関へ情報提供を行い、接種の際には、子宮頸がんワクチンの効果と安全性等を十分説明した上で接種することを周知したところでございます。今後も情報収集に努め、周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、子宮頸がんの罹患数は、2008年で9,794人、死亡数は2011年で2,737人と軽視できない数値で、若年層のがんとしてはその予防策は必要なことから、ワクチン接種を行っているものです。ワクチン接種によって、ヒトパピローマウイルスの持続感染を予防し、がんに移行する前段階の病変の発生予防をすることができます。1回の性交渉でも感染し、それが持続感染となってしまう可能性がありますので、接種対象者が小学校6年生から高校1年生までとなっているものでございます。ワクチン接種は、あくまで子宮頸がんの予防対策であり、必要な施策と考えております。

なお、倫理面からのご質問については、教育長が答弁いたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 小林議員さんから、5点目の倫理面についてのご質問でございますけれども、学校では、保健体育の性教育や道徳教育の中で、生命の尊厳と性道徳の大切さを児童生徒に伝えるよう努力しておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、小林 宏君。

**8番（小林 宏君）** 倫理面について、教育長から答弁いただきました。

感染から発症まで10年以上と言われる子宮頸がんでございます。それがもう10代の前半で、果たしてワクチン接種を受ける必要があるのかどうか。それと、原因と言われることは、しかるべき年齢になり、モラル、道徳を守ればリスクは当然低くなるんです。まるっきりないと、なくなるといっても過言ではないです。そういった点、どう思うのか。

それと、自治体に中止の通達なり来たということなんですが、それについて、保護者とか接種対象者、そういう方には何か説明はなされたんですか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 10代前半でワクチンの必要があるかどうかということでございますけれども、これは、今厚労省等全国規模でもいろいろ検討されているということで、最適な年齢ということではされているものだというふうに考えますので、そ

うした中で、日野町でも実施してまいりたいというふうに考えております。

それからモラルというような点でございますけれども、中学校の保健体育の中で、感染症は病原体が主な要因となって発生することですとか、また感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること、そしてまたエイズとか性感染症についても取り上げております。そうした中で、異性の尊重ですとか、情報への適切な対処とか、行動の選択、あるいは道徳の中で、男女が互いに異性について正しい理解を深めて、相手の人格を尊重することですとか、生命の尊さを理解して、かけがえのない自他の命を守ることなど、学校教育全体で指導しているところでございますので、そうした中で生徒、子どもたちのリスクが減るということも期待してまいりたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（壁田 文君）** 6月14日厚生労働省の方からの通知について、保護者の方に対する通知の方はどうだったかというご質問でございますが、厚労省からの通知の中では、中止をするものではないこと、情報の収集をして、説明ができるようになったらまた再開をするというところでございましたので、現在のところ個別の通知は行っておりません。医療機関に対しましては、14日の通知を受けまして、15日の朝、町内の各医療機関に、その厚労省からの通知と、それから説明資料の配布を行ったものでございます。それと、今接種の小学6年生から高校1年生まで12歳から16歳までの間に接種をしますと、議員もご指摘のとおり、ワクチンの予防効果が最長で9年ということになります。すると20歳になられますので、20歳から子宮頸がんの検診を受診することができます。ということは、予防接種のワクチンの接種と子宮頸がんの検診ということで、子宮頸がんについて予防の方が徹底できたらなという思いで、接種も勧めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 小林 宏君。

**8番（小林 宏君）** 接種呼びかけ中止、自治体に中止と。それで私自身は、中止になって大変よかったと歓迎しておるわけなんですけど、町長は、このことについて何か、どのように考えておられますか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** ワクチンの接種というのは、一定確率的には副反応を伴わざるを得ないものであります。そういう中で、重篤な副反応を生じた場合の問題は、大変深刻といいますか大きな問題でありまして、これはテレビの報道などでも出ておるところでございますが、一方でワクチン接種によって守られる命もあるということでありまして、ここのところは大変悩ましい問題でありまして、厚生労働省が、そういう意味では積極的な勧奨はしないよというようなレベルで、今ああした判断

をされたものだと、こういうふうに思っておりますので、町としても国の専門的な判断を今後も見守っていくべきものと、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 11番、小林 宏君。

**8番（小林 宏君）** 要望しておきます。12歳から16歳という思春期というか、大変幼い体でございます。各地で大変な副作用が出ております。できるだけ広く知識を収集していただいて、適切な指導を町長先頭に立って行っていただきますように要望して終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** それでは通告書にともない、一般質問させていただきます。私は諸先輩方のように文章力も上手ではありませんし、前置きも上手にしゃべれませんので、率直に質問させていただきますので、率直な答えでよろしくお願いいたします。

まず1問目、6月、9月、12月議会に引き続き、今期も消防署の建てかえ、また防災センターの併設について質問させていただきます。

1つ目として、消防署新設の準備が進んでいると思うんですけど、その辺の進行状況、その辺を詳しくお聞かせ願いたい。

2つ目に、前回、防災センターの設立の答弁として、役場を拠点とすることを前提に今のところ考えていないとの町長の答弁でございましたけれども、私が申し上げるのは、緊急事態だけではなくて、やはり以前も申しましたけれど、各種団体の会議とか、寄るところがいつも林業センターとかたらい回しになっている状況、その辺も踏まえまして、また緊急なときに急に設置するのではなく、日ごろからの備えがあつてこそ、緊急時に対応できるのではないかと考えております。またその第5次日野町総合計画の実現に向けても、内容を見ても必要かと思われませんが、いま一度町のお考えを伺います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 日野消防署の建てかえの件でございますが、議会の議員の皆さんにもご相談をさせていただく中で、国道307号線より西側を改築予定の候補地として選定し、現在地元地権者の方々に建てかえ計画を説明し、用地のご協力をお願いしておるところでございます。

続きまして、防災センターの併設についてでございますが、3月議会において答弁させていただきましたとおり、災害発生時における防災拠点として役場庁舎を位置づけており、現在庁舎の耐震補強工事を実施しておりまして、来年1月末ごろには完成する予定でございます。今後役場庁舎に防災センター的な機能を充実させるため、防災行政無線のデジタル化、また災害時用の備蓄品の充実、確保等を図るとともに、あわせて役場庁舎周辺に、備蓄倉庫の整備等にも努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 1つ目の消防署新設の件なんですけれど、3カ所ほどの予定地を挙げていただいたということは、大変喜んでおります。しかしながら、無線デジタル化、期限が28年5月と聞いておりますけれど、もう3年切ってきておりますし、町としては、この場所、ここがいいと、ここがベストだと、そういうのを早急にきちっと示してもらう方がいいのではないかと思います。一番ベストだと思っているところがあれば教えていただきたいなど。

2つ目、防災センターの件ですけれど、先ほど言っていましたように、各種団体の会議場所の件から見ますと、役場の中となると、やはり集会するのはどうしても晩になります。そうすると庁舎内を使えない、となっていくと林業センターだ、どこどこだ、今日は使っていますので、公民館行って下さいと、そんな形になってくると思いますし、倉庫はどんなものか私は分かりませんが、やはり非常備蓄品、格納庫というのは、しっかりと明記して。何回も、今どこにあるんですかとか、どんだけ数があるんですかとか、話が出ます。私も、この話をしてからいろいろな関係の方に聞きましたけれど、こういう非常備蓄品はどこにあるか知っているかと聞くと、役場にあんねやろというのが返ってきます。役場のどこにあんのやと言ったら、倉庫に置いとかんねやろという感じです。どこか倉庫では、安心・安全なまちづくりの中の1つには入らないと思うので、やはりその防災センターといっても、何もびっくりするような建物を建てよと言っているんじゃないと思います。やはり倉庫があって、そこの横に会議ができて、備蓄も明記して、ここにどんだけあるなど、水がどんだけ、乾パンがどんだけ、毛布がどんだけときちっと書いておいて、また増えたときには増えただけの数字をきちっと明記して、ああ、ここにあんねんなど、ここへもらいに来たらええねんなどという、そういうところの心の防災センターみたいなのを併設していただきたいと思っておりますが、町長の意見を聞きます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 消防署の用地につきましては、一定の場所を念頭に置いて、地元の方とお話をさせていただいているところでございます。

防災センターにつきましては、繰り返しになりますが、やっぱり役場に災害対策本部ができるということ、情報通信手段も含めて、役場から情報伝達をするということでございますので、役場が防災対策の拠点になるということは、これは変わらないことでございます。そうしたことから、今お話がありましたように、備蓄倉庫なども含めて、先ほど答弁させていただきましたが、一定の整備が終われば、役場の周辺にしっかりと配置をしていくということが必要なのではないかとこのように思いますので、消防署敷地と防災センター機能というのは、ちょっと役割的には違うのではないかと。やっぱり役場周辺できちっと役場の責任において、町民全体の

皆さんの備蓄も含めた災害対策本部機能を含めた、そういう整備をしていくことが大切なのではないかと、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 新設の場所に関しましては、できるだけ前回にも述べていましたけれど、消防団と署員さんの練習場所、そういうのを併設したところを望んでおりますし、大きい声を出しますので、場所とかもいろいろ考慮していただいて、早期に選んでいただきたいと思えます。

2つ目の防災センターですけど、ちょっと町長、前回のときに私がしゃべってまして、取り違えておられているかなと思っているんですけど、私が思っているのは、今の消防署の跡地、役場の隣です。そこに小さなものを建てて、土日は大変駐車場が込み合っております。十分駐車場もそこで併用していただけるような場所で、消防署の跡地です。撤去したところに、小さいものを役場の横に建てていただいて、そこにいろいろな集会できるような場所もつくっていただきたいと、そのように思っているんです。先ほど中西議員からも出ていましたけれど、防災ラジオも、その辺私も調べましたけれど、レピーター局を役場のとこにつけて、以前にもこれも申しましたけど、防災センターから各所、公民館との無線を網羅しておきます。そうすると、すぐにそこは連絡がいきます。そこにレピーターを併設してもらったら、ラジオは大概日野町全体には、FM、AM電波は飛びます。そういうようなことも考えてもらうのに、施設というのが、役場の中で、併設じゃなくて1つのものを、きちっとした防災センター、力を持ったものをつくって、そこに緊急なときには、そこでぱっと寄ったら、もうそこに何もかもそろっているんやと、そういう設備をつくっていただいて、その隣に備蓄庫があると、そういうことを言っているんです。

あわせて言いますと、防災士も要員とかも先ほど言っておられましたけど、私の考えとしましては、そういう拠点ができるのであれば、町長がいつもよそに行かれると、うちの町には7地区全部に安全なまちづくり協議会が立ち上がっていると自慢しておられますが、その中には、消防団の関係者、団長また分団長経験者も含め、私が数えるところでも5名ほど、いろいろな力を持っている人がおられます。やはり素人方を引っ張るよりか、私も消防と防犯とやっていますけれど、もう私でも25年経過しています。その20年以上の経験された方が、たくさん安全なまちづくり協議会にもおられます。先ほど言っておられたような費用を出してもらってでも、また実費で払ってでも、そういう方はやってくれると思えます。そういう人に、防災士も預けて、拠点があれば、そういうところに寄ってもらって、また区長会の最初のときに、水防計画や簡単なことを説明するだけではなくて、もう一度中間点ぐらいのときに立ち戻って、集会してもらって、防災教育を、そういう一般の者も交え

て、防災士も、もちろんいたらベストだと思いますけど、交えてやっていく、そういう拠点の場所がほしいと、こういうことを言っておるんです。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（池内俊宏君）** 防災センターのことに關しまして、村島議員から再々質問を頂戴いたしました。村島議員におかれましては、平素は安全なまちづくり協議会、あるいは防災に關しまして、いろいろとご指導的な役割を担っていただいております、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

そういった中で、平素の活動の中での利用しやすい防災センターの整備というような内容でございます。現在のところ、町では、先ほど町長がご答弁をさせていただいておりますように、役場を対策本部の設置場所というようなことでの位置づけで、耐震補強工事を現在しております。また、備蓄倉庫につきましても、その後検討していかなければならないなというようなことを考えております。そうした中で防災センターでの新たな構想というようなことで、ご意見として拝聴させていただきながら、また研究をしてまいりたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** この7月にも、私とこの安全なまちづくり協議会の団体が滋賀県代表になりましたし、近畿大会に2府4県の防犯セミナーに行つてまいります。その中でも、どういうとこで寄つてんねやと、どういうとこで核としてやつてはるのやと、そういうときに、町の方はきちつとしたそういう施設を、防犯、防災、また交通安全と三つどもえで日野町を守るような施設をつくつてもらつています。これは感謝しているんですけど、町長も大変な理解をいただきまして、安全なまちづくりには多大な資金もいただいておりますし、そこで運営できるのは、やはり7地区足をそろえてやつているということも、また報告してきますので、その辺はまた前を向いた検討をよろしくお願いします。

それでは2つ目に移らせていただきます。

少子化と給食施設の方向性についてということで、先ほどされた富田議員と少子化については、ちょうど同じ質問になりましたので、ここは省略させていただきたいと思います。

給食施設の方向性についてということで、ここ数年の児童数、今後の推移予想という表をいただきましたけど、それを見ますと、平成28年には西大路も南比都佐、桜谷も、児童数が100人を大きく下回つてきます。日野はかろうじて現状維持をしているものの、あの大きなサンライズを抱える必佐さえも、これからは減少していきます。このことから、もう一度伺つていきますけれど、確かに自校方式というのはいいと思います。地産地消もいろいろな意見がありますが、やはりそこでつくつてすぐ出せるというのは、大変いいことだと思いますけど、どんどん人数が減

ってきて、それなりの町民の見方もございます。中には子どものない方もおられますし、おじいさん、おばあさんで、ちょっとわしらはもう縁がないのになとしやべっておられる方も、いろいろおられます。そういうようなのも踏まえまして、本当に今後も各小学校で、自校方式でよいと思われるのか伺います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 村島議員さんから、給食についてのご質問でございますけれども、小学校における学校給食につきましては、昭和33年度の南比都佐小学校を皮切りに、全小学校で自校方式により実施してきているところでございます。今後、各小学校の調理室につきましては、老朽化等に伴い、順次計画的に整備してまいりたいと考えております。

なお、小学校における給食のあり方懇話会においても、ご意見を現在いただいているところでございますので、そうしたことも含めて研究してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 方向は分かっているんですけど、またこのもう1つ再質問をさせていただきます。

先日、皆さんも目にされたと思うんですけど、地方紙が出ておりました。中でも、堂々と展開される民間蔑視の施策と、こんな題名をつけられているんですけど、内容は町長、また教育長や教育次長にも耳が痛いと思う文章であると思しますのでそこは読まずに、数字としては、やはり直営方式が22.4パーセント、民営方式が54.3パーセントというのは過半数ですよ。自校方式が31.2パーセントに対し、センター方式が47.8パーセント、こういうような数字が出ていて、住民の民間軽視かな、住民意見の軽視というのがちょっと出ているんですけど、その辺の率直な町長の意見を聞きたいと思えますし、昨日も杉浦議長の一般質問にもありましたけど、町長の基本姿勢である、町民の声を聞く、町民の声を尊重するということが出てきておりましたけど、その辺を踏まえて、今一度町長の返答をよろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 給食問題については、議会でもいろいろご議論いただいております。

まず、センターと自校の話も、この間ずっとあったわけではありますが、議会のご議論も含めて、日野町においては自校方式で順次中学校は新設をしながら、残りの小学校は順次改修、改築など、増設などをして対応していくということの方が、ごっついセンターを建てるよりも安くあがると、こういうことも含めて、中学校の自校の建設をお認めいただいたものと、このように思っておりますので、そうした方向で進めることが基本なのではないかなというふうに思っております。

す。

また、民営化の問題につきましては、やはり給食というのは、教育、食育の大きな柱でもございまして、教育というのは、学校長を中心に教職員、調理員、栄養士を含めてトータルで実施をすべきものでございます。これは教育委員会の委員さんの議論も含めて、議会にも教育委員長さんが出席をされて、そうした子どもの教育に、しっかりと町の教育委員会が責任を持ってやっていくことが大切であると、こういうふうには述べられたところでございますので、やはり教育、福祉、そういう部分の仕事については、公がしっかりと責任を持ってやっていくことが大事なのではないかというふうに思っております、あわせて、日野町行政が民間の方を軽視しているとか、そういうことでは決してございません。当然いろいろな仕事を、民間の皆さんの力を借りて、請負も含めて実施をしているところでございますので、日野町の行政が民間軽視だとか、そういうようなことでは全くないわけではありますが、教育福祉をはじめとして、しっかりと役場が責任を持ってやるべきものについては、やっていくことが大切であると、このように思っています。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 民間軽視と住民軽視というの、ちょっとまた違うところあると思うんですけど、次の問題で述べさせていただきたいと思います。

3つ目の、給食のあり方懇話会について、質問させていただきます。

先日行われております、先ほども教育長も述べられていました日野町小学校における給食のあり方懇話会の人選方法、また状況説明、懇話内容等を大まかで結構ですので教えていただきたいと、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（奥村 薫君）** 日野町立小学校における給食のあり方懇話会は、第1回会議を去る6月4日に開催して、代表者の決定とか傍聴要領の確認、懇話会設置に至った経緯の説明、さらには情報の共有を図るために、これまで議会にお示ししてきました資料等を配付の上、説明を行いました。

また6月13日に第2回会議を開催し、資料等を熟読いただいた上での質疑応答や、委員会における意見交換が行われたところでございます。

これまでの懇話会の意見等を9点にまとめますと、1点目は食物アレルギーへの対応、2点目は改築と改修における国の補助や町の持ち出し額などの違い、3点目は桜谷小学校の給食室の現状は一日も早く改善していくべき、4点目は町財政は対応できるのか、5点目親子方式は今回の議論にはなじまない、6点目防災や事故などのことを考えてリスクを分散しておくべき、7点目子どものことと食育を十分に考えてほしい、8点目経済面も考慮する必要がある、9点目将来の児童数や町全体を見据えた議論も必要などのご意見やご質問がありました。今後も引き続き意見交



換などを通じて、議論を深めていただきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 説明は分かりました。

私も地元の委員さんの方にちょっと話は聞きましたけれど、意見の中で、人数的にちょっと偏って人選しているのではないかという、苦情も少し来ていたんですけど、説明をしてほしいなというのを声をいただいたのは、教育長の説明は分かりましたけれど、しっかりとセンター方式、自校方式、民営化、直営でのメリット、デメリットとか、分かりやすい、そういう説明がほしかったなと聞いているんですけど、その辺のことはどう思われますか。

**議長（杉浦和人君）** 教育委員会教育次長。

**教育次長（岡 常夫君）** これまでに議会の方にお示しをさせていただいた資料を中心に、皆さんにお配りをしております。例えば、中学校のセンターの設置の費用と小学校のそれぞれの整備の費用との比較という、以前の資料等をひとまずお配りをしておりますので、その点では金額の比較が現状とあわないという部分はあるかなというご指摘もございました。ですけれども、議会の皆さんにお示しをしていない資料を、どんどんこうお渡しするという状況にも今至っておりませんので、メリット、デメリット等のお話は、委員の皆さんの意見交換の中でしていただき、また事務局からお答えを申し上げているところでございます。今後3回目の会議も、今月中に開催をしていただくようお願いをしておりますし、またその状況を見ながら、資料の提示等の要請があった部分については、お出しをしていきたいと、このように考えているところでございます。今後も真摯な議論を、懇話会の中でしていただくようお願いをしまいたいと思います。

先ほど再質問の中で、人選に一部偏りがあるのではないかなというようにお話でございました。これにつきましては、議会の方にも、代表ということで議長さんにお入りをいただいております。そして商工会とかJAさんにもお入りをいただいております。それから、各地区ということで、小学校は5校でございますが、公民館単位でいきますと7地区でございますので、それぞれの地区からということで、学校の評議員さんが各地区におられます。区長さんとか民生委員さんとかの皆さんが学校の評議員としていただいておりますので、その方々の中からそれぞれ各地区ごとに出ていただいております。学校関係につきましては、学校長の代表、ならびにPTAの代表という形でございます。なお、食育等の専門的なご助言をいただくということで、県立大学の先生には助言者としてお入りをいただいているところでございます。あと、教育委員会の方では、教育委員長が教育委員の代表ということで入っていただき、合計20名で構成をさせていただき、助言者の先生を入れて21名ということになってございます。

**議長（杉浦和人君）** 村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** どんどん資料は提供していただきたいと思います。

大事なことは、町民の納得づくで決めていくという姿勢は町政の基本であると考えておりますし、役場の方は町民に対して十分な情報提供を行い、町民の声を聞くという姿勢を明らかにする、こうした関係がかみ合うことによって、町民が主役のまちづくりができるのではないかと考えております。そこは十分理解していただくように努めていただきたいと思います。

その人選ですけれど、学校評議員さんとか言われておられましたけど、数名おられます。そこはその中からの人選はどうされたのかひとつ聞きたいのと、また3回でもう終わってしまうの違うかなというような話をしておられたんですけれど、今月中に答えを急いでおられるような感じで、その委員さんはしゃべっていましたが、3回で終わるのはどうかと思いますし、我々は議員であり専門でやっているわけですから、給食問題検討特別委員会では、私や委員長は委員会の視察も、また2人でとか個人個人でと、近隣の市町には延べ10回以上足を運んでいます。それでも中でも、自分でこれがいい、あれがいい、もう行き詰ったところでは、まだここは分からんなどというところもあります。ですから、急ぐのも分かりますけれど、先ほども申し上げたように、十分に理解をしてもらって、町民も理解してもらいながら答えを出していただきたいと思いますので、急がずに一度ぐらいいは、せつかく中学校ができましたし、自校方式のところを見てもらい、また隣には蒲生町もほん近くにはセンターしてるところもあります。その辺も一度ぐらいいは、近いところですので見てもらって、簡単なこういう状況やなということぐらいいは、百聞は一見にしかずですので見てもらえたらどうかと。

それとあわせて、少し余分になるかもしれませんが、中学校の給食、もうスタートしていますし、ちょっと私、1つ気になることは、余談になってしかられるかも分かりませんが、大変たくさんの方が不登校で、私も防犯の方で回ってまして、何度かしゃべったことがあるんですけど、中学生がお昼にたくさんたむろして、これからどうするのやと聞くと、昼飯は食いに行くんやと言っていた子がありまして、その辺は、その子らは給食を食べておるのか、また、給食費が未払いになっていないのか。例えば未払いであれば、学校は行かん、お昼だけは食べに行く、未払いやと、そんな状況だったら大変なことです。その辺の状況が分かっていたら、それもあわせて教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 村島君、今の質問はちょっと通告外ですので、要望で。

その他の答弁。教育次長。

**教育次長（岡 常夫君）** 再々質問で、何点か頂戴をいたしました。

まず人選の関係で、それぞれ学校、ならびに評議員さんのメンバーも、それぞれ

何名かおられる中でどういうふうに使われたかということでございます。これはP T A関係につきましては、P T Aの役員さんの中で協議をいただいたと思います。評議員さんにつきましても、学校を通じて評議員さんの間でご相談をいただきたいと思います。先ほどちょっと言い忘れましたが、全町区長会等につきましては、区長会長さんが相談をされて、ほかの地区の区長会長、区長代表の方に、この委員に行ってくれというふうにお話されたようにも聞いておりますので、それぞれの団体とか機関の方で相談をいただいたということです。

あと、3回で終わるということでございましたんですが、これは私が1回目の懇話会の席上で、事務局の思いとして申し上げたものでございます。その後、議会の代表でございます議長さんの方からも、もう少し慎重に話をしたらどうかという話もございましたし、まだ今後3回目をさせてもらう段階で、意見がどのようにお出しをいただけるか、また資料等のこともございますので、事務局としては、できるだけ早いうちに方向性も含めた判断をいただけると、ありがたいなということで思っております。

それからあと、現場等の視察でございますが、この間桜谷小学校の方から出ていただいておりますP T Aの方からも、桜谷小学校の調理場の写真をプリントしたものを、皆さんに回覧をいただきました。非常に、あそこだけは一番日野町で古くて、ウェット方式と言いまして、床が水で濡れるのをドライ運用へとしているところでございますので、そこら辺の現状を見てほしいという写真を見せてもらいましたので、そこら辺も含めて、これはひどいなという声もございました。あと、中学校につきましても、今のところ懇話会の中では、今回小学校の給食の方でございますので、中学校のことについては今考えていない状況でございます。

それからもう1点、給食の委員会の皆さんにも、今後この20日に中学校の方の給食の状況もご覧をいただく、その後の委員会で懇話会の方でお出しをした資料等も、一度ご覧をいただけるように準備をしたいと思っておりますので、また給食特別委員会の委員の皆さんにも、資料等含め報告をさせていただきたいと思います。

なお、給食の滞納等につきましては、先ほど議長の方からありましたように、通告の部分はございましたけれども、給食費につきましては、口座振替でしておりますので、一度落ちなければ再振り込みの通知を行うということで、若干おくらしている家もあるわけでございますが、これにつきましては学校と協力しながら、滞納にならないように努めてまいりたいと思いますとともに、子どもたちが学校生活の中で、その流れの中で給食を食べていってもらえるように、学校とも協力をしながら、また学校の支援員等も町の方でも採用している部分がございますので、協力しながら、また担任の先生なり管理職の皆さんとも協議をしながら、学校運営の適正化に努めてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、村島茂男君。

**1番（村島茂男君）** 通告書以外のことも言ってしまい、この場で謝罪したいと思います。また給食委員会の方で、ゆっくりと質問させていただきますので、またよりよい会議に。ちょっと聞くと、しゃべりにくかったとか、しゃべりづらかった、しゃべれる雰囲気じゃなかったなというのが、私、5名ほど電話させてもらいましたけど、ちょっと会議、物が言いにくいなというのが、皆さん口をそろえて言われましたので、それでちょっとどうかなというのがありまして、またよりよい会議にしてください、よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、一般質問で2つの点について、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、今よく話題になっております憲法問題であります。昨年の総選挙におきまして、自民党とか維新の会、さらにはみんなの党など、いわゆる改憲と言われるそういった勢力が多数を占めることになったわけでありまして。その結果、さっそく安倍自公政権は、憲法改正の動きを露骨に推し進め、この夏行われます参議院選挙の一大争点としようということになってきております。

特にこの憲法問題につきまして、今問題とされている点について、私なりに考えている点を述べます。そのまず第1には、憲法改正手続の緩和、いわゆる憲法第96条の改定であります。憲法改定の発議要件を、現行でしたら衆参両院の3分の2以上の賛成となっております。これを過半数の賛成にしようとするものであります。そこには、いろいろ取り沙汰されましたけれども、大きな問題点があるわけでありまして。そもそもこの3分の2以上の賛成が必要だという、厳しいと言われる条件をつけているということは、時の政権が都合のよいように憲法を変えることを防止するためでもあるわけでありまして。言いかえれば、私たち主権者である国民が、憲法によって政権の権力を縛るという考え方に立っているからであるわけです。そのことは、世界の国々でも当たり前原則となっているわけでもあります。過半数で成立するような一般の法律と同じ扱いになるということは、まさに憲法が憲法でなくなることを意味しているわけであり、多くの人々はもちろんのこと、著名な改憲論者でも9条、96条改定は愚かなことと、批判の声を全国的に挙げられておられます。9条、6条のこの改定は、つまり9条改定に行くためのごまかしの手口でしか、私はないと思います。そういった意味から見ても、絶対に阻止しなければならないのではないのでしょうか。その2つには、特に政府、今自民党が発表しました改憲案であります。そのものの危険性が、今取り沙汰されておるわけでありまして。それは、憲法の9条2項でうたわれております、戦力を保持しないと、交戦権を認めない、こういった部分を削除して、新たに国防軍をつくって、海外での戦争を認めること

が書き込まれているわけであります。ただ、それだけでなく、国民に保障する基本的人権がうたわれている97条を全面削除して、基本的人権を否定し、憲法の平和的民主的条項をなくしてしまうという、まさにきわめて危険なものであるわけであります。中でも、この基本的人権の表現とか結社の自由、これも法律の範囲内にとどめるなど、国民を無権利状態に追いやっていったあの戦前の憲法に逆戻りするかの内容となっているわけでもあります。もちろん、これらに対して9条の改憲派の憲法学者からも、厳しい批判の声があがっているほどであります。私もこの改憲案を見ましたけれども、やはりぞっとするような内容でもあったことを感じております。

さらに今一つ指摘しなければならないこととして、安倍政権での歴史認識の問題であります。日本の過去の侵略と植民地支配を国策の誤りと認めた1995年に発表した村山談話、さらには日本軍慰安婦問題で謝罪と反省を述べました河野談話1993年を根底から覆そうとする動きや、当時の歴史認識を改ざんしようとする動きが頻繁にくりひろげられていることも、軽視できない大きな問題だと私は言わなければならないと思います。当時の侵略戦争を肯定して、さらには美化する歴史認識のもとに、平和憲法を改憲しようとすることは、まさに日本をアメリカとともに海外での戦争、そういった国にしていく方向でもあるわけでもあります。私たちは二度と再び日本が誤りを繰り返さないと誓った国際的な誓約書でもある憲法を守り、さらには守らせることは、平和を愛する私たち大人の大きな仕事ではないかと思っております。

以上、日本の最高法規であります憲法を取り巻く問題点をいろいろ指摘しましたけれども、改めてここで、特に平和憲法を守る立場を明確に内外にしておられます藤澤町長の今日的な意見とともに、各自治体の長との連携強化に向けての決意、その点についてお伺いしたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 憲法問題について、對中議員からご質問をいただきました。

今、るるご意見等述べられたわけでございますが、日本国憲法は過去の戦争に対する真摯な反省の上に立って、恒久平和、国民主権、基本的人権の尊重を柱としたすばらしい憲法でありまして、世界に誇るものであるというふうに思っております。この憲法の改正というのは、戦前に回帰することになるのではないかと、こういう心配をいたすのは私一人ではないだろうと、このように思っております。やはり、あの敗戦を契機に、軍国主義国家から自由と平和を愛する民主主義国家に変わったその一大転換点のスタートが、この憲法の公布であるというふうに思いますし、それこそが日本が国際社会に復帰して名誉ある地位を歩む一歩であると、あったというふうに思います。それを投げ捨てることは、国際社会の中の信頼も失うことにつ

ながるのではないかと、このような危惧をいたしております。そういう意味では、大変な戦争を経験した人たちが、私もそうでありますけれども、しなかった私たちが多数を占める中で、本当に戦争の実像を語り継がなければ、また学ばなければならぬのではないかと、このように思っております。

あわせて、憲法96条の改正の問題が出ておりますけれども、これもやはり憲法というのは通常の法律ではございませんので、そう簡単にころころ変わるようでは、憲法の重みは何もなくなってしまうということ、憲法でなくなってしまうということで、これまたとんでもないことになるのではないかと、このように思っておりますし、憲法99条には、全ての公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負うと、こういうふうに規定されておりますので、そのことをしっかりと大事にしていかなければならないものと。そして憲法9条をはじめ、基本的人権の尊重をはじめ、憲法の全ての条項をしっかりと生かしていける社会をつくるために、努力する必要があるというふうに思っております。そういう意味では、そうした憲法を守り、さらに暮らしの中に実践をしていくということが広がるように、いろいろな皆さんとの協働を広げていくことも大切であると、このように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 先日5月ですか、報知新聞に、じえじえじえの部分が書いておりました、憲法問題も、大分藤澤町長が書かれておりました、やはり私たちもそうでありますけれども、この予算も含めて広めていく、そういうことをやっていかなければならぬという、そういった決意も書かれておりました。そういった意味で、内外に町長自身の姿勢をアピールされていること、大いに私は結構だと思うわけがあります。

そこで、ぜひ今、東北の方ですか、今町村長レベルでそういった憲法問題を、町長レベルが集まって動かしているというか、何かそういう連携をとりながら運動を起こそうというのか、アピールをすとか、そういうこともされているという話も聞いております。そういう意味では、今例えばT P Pの問題でも、町長自身それなりの先頭を切って頑張ってこられました。当然町長だけでみんなやれというわけではありませんし、私たちも含めてでありますけれども、町長は町長レベルでのそういった声明共同アピールとか、何らかの行動を起こしてもらいたいということも、今特に必要なと思います。今ここに言われている憲法99条の話もされました。つまり守っていくということでもあります。今政府に憲法を守れというよりも、守らせるという、そういうことを特にやっぱり強めていく必要があるのではないかなというのを思います。そういった意味では一致できることがあると思いますので、そのそういう町村レベルでのお考えというのかご決意がもしありましたら、聞かせていただきたいとこのように思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 特に全国町村会は、それぞれの地域に根を張って、そこに住む住民の皆さんの幸せを実現するという思いで結成をされておられるものと、そしてそこに私も参加しているものと、こういうふうに思っておりますので、そうした中で、ご指摘のように道州制の問題だとかT P Pの問題など、全国町村会も全国町村議長会も明確に反対の立場をあらわしていただいていることは、大変ありがたいことであると、このように思っております。あわせて憲法の問題も、99条にありますように、私たち公務員、首長をはじめとしたものは、憲法をしっかりと遵守し、それを実践していくことが求められている、義務化されているものでありますので、そういう世論を広げていくことは大変大事なことであると、このように思っております。

幸いといえますか、滋賀県町村会は6町であります。そうしたT P Pの問題でも足並みをそろえておりますし、日ごろからいろいろ連携を図っておりますので、また意見交換もしてみたいなど、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは2つ目の、生活保護の問題について移らせていただきたいと思えます。

特に今、年収年間200万円という、いわゆるワーキングプアと言われるような人々が毎年1,000万人を超えるなど、貧困問題がますます深刻になってきております。そうした中において、命の最終ラインと言われる生活保護利用者が急増していることが、事の深刻さを多いにあらわしているわけでもあります。その生活保護利用者は、2009年には全国的に176万人、保護率では1.38パーセント、これがこの2012年では214万人、保護率が1.68パーセントと、この4年間で何と1.2倍以上に急増しているわけでもあります。ちなみに、日野町で見ますと2009年で57人、保護率はちょっと高く2.45パーセント、2012年では142人で、保護率は6.65パーセントと、何とこれは全国よりも大きくて、2.5倍近くに急増している実態であり、軽視できない状況であることが改めて感じとれるわけでもあります。生活保護利用者の増加の要因と言われる中に、大部分が高齢者の場合はぎりぎりの生活をしてきたのが、社会保障の改正、抑制で、医療費や介護保険料、利用料が増加する一方、低い年金とさらなる引き下げで限界に達していること、また青年や労働者の場合には、非正規や派遣労働者というような不安定な雇用状況などによる収入減が挙げられるわけでもあります。そうした貧困の格差が広がっている社会状況の中で、ここ数年来の、あってはならないごくごく一部の人たちによりますこの生活保護の不正受給問題などを、実は巧みに利用した、政府からの攻撃が強まってきている状況が今起こってきております。そうした状況のもとで今の安倍政権は、表面では社会保障の充実と言いつつ、結果的には全社会保障の分野での給付の抑制を図るため、その最初の標的とし

て生活保護制度の改正、保護基準の引き下げを行おうとしているわけでもあります。それを今国会で成立させて、この夏の選挙が終わった後の8月から実施しようとする、問題あることを行おうとしているわけでもあります。既にご承知のとおり、この生活保護というのは、憲法25条に基づいて保障された国民の権利でもあり、最低限度の生活保障するものでなくてはなりません。しかし、制度改正では、過酷な就労指導をはじめ、扶養の教養で受給の要件強化、さらには福祉事務所による私生活全体の管理、不正受給を口実に監視と罰則の強化などにより、適正化を口実に、結果的には生活保護の締めつけと申請を拒否する水際作戦の強化が図られて、生活保護を必要とする人が、申請に二の足を踏むことになるおそれが予測されるわけでもあります。まさに、必要な人たちへの憲法25条の形骸化が図られるものと言わなければならないと思います。

今一つ指摘しなければならない問題といたしましては、制度改正とともに、生活保護基準そのものが引き下げられるということでもあります。保護基準は、憲法25条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する物差しというべきものなであります。その基準が引き下げられれば、生活保護者の生活保障に支障を来すだけではなくて、各種制度、40近くあると言われておりますけれども、これにも大きく影響を受ける国民生活全体を悪くしてしまうという事柄に発展するものであります。それは既にご承知のように、住民税の非課税限度額は、生活保護基準を勘案して定められております。その非課税限度額が引き下げられれば、新たな住民の税負担や利用料負担が増えることにつながるわけであります。政府はできる限り影響が及ばないようにすると言っておりますが、何の保証もないのが実情であります。アベノミクスによります諸物価の上昇、その上に消費税の増税、社会保障の抑制など、生活保護制度改正や生活保護基準を突破口に、国民にとってはまさに百害あって一利なしと言わなければならないほどの影響を受けることになるわけであります。生活保護利用者だけでなく、国民全体に大きな影響を与える生活保護制度改正は、やはりやめるべきではありませんか。

そこで私は、改めて次の点について伺います。

1つは、生活保護制度などの改正について、どのように現時点で見ておられるのか伺います。

2つには、生活保護基準の引き下げについて、各種制度に影響を与えるものであるということが言われておりますが、実態をどのように見られておられるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、生活困窮者に対する生活援助指導の強化は、とりわけやはり重要だと思っております。そういった意味から見て、現状と今後の体制強化についてのお考え、その点についてのことをお伺いいたしたいと、このように思いますのでよろしくお



願い申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 生活保護制度につきましては、憲法25条の生存権をしっかりと担保するといえますか、保障する大事な制度であるというふうに考えております。今もご指摘ありましたように、日野町においても特にリーマンショック以降、かなりの生活保護の件数になっております。やはりしっかりと働けること、ワーキングプアをつくらないこと、そういう意味では、派遣労働などの非正規雇用じゃなくて、誰もが正規職員化されるような、そういう働く人が大切にされる状況をつくることが大変大事であるというふうに思っております。あわせて、そうした中でも、当然いろいろな生活に伴う苦勞というのはあるわけでございますので、生きるためのセーフティネットとして、これがしっかりと機能しなければならないと、このように思っております。

そうした中で、今回法改正が議論をされているわけでございますけれども、親族など扶養義務者への調査などがされることなどが含まれているというふうなことでございますので、なかなか生活保護の申請がしづらくなってしまうのではないかと、こういう心配もされているところでございます。不正受給などをチェックすることは当然のことであるというふうに思いますが、ごくごく一部の不正受給を取り上げて、結果として申請をできづらくすることによって、悲惨な事件といえますか、この間も、お母さんと子どもさんが何も食べるものがなくて亡くなっておられたとか、そういう孤独死などの状況も生まれておりますので、そういう意味では、しっかりとした制度を担保すること、そしてその公平な適応については、ケースワーカーなどの体制を強化する中で、訪問活動をはじめとして対応していくことが筋なのではないかというふうに思っておりますので、今回の改正が生活保護申請のハードルを高くするというようなことで、使いづらくするというようなことになってはならないと、このように思っております。

次に、生活保護基準の引き下げによる影響についてでございますが、厚生労働事務次官通知として対応方針が示されており、平成25年度における影響はないように対応できると考えております。

次に、支援体制でございますが、町は生活保護の決定権はございませんが、生活相談の窓口として、相談内容に応じて、生活福祉資金の貸し付け制度や離職による住宅や生活の支援制度の活用、法律相談や障がい者支援、生活保護につなぎ対応するなど、町内日野町社協や滋賀県東近江健康福祉事務所をはじめハローワークなどと連携して、支援体制をとっておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 25条、ぜひこれを守っていくためにも、私らも頑張らなければ

ならないと、このように思うわけであります。

そこで1つ、2つ、ちょっと聞かせていただきたいなと思いますのは、確かに各種制度の関係で、いろいろ出てくるわけであります。保育料の関係、後期高齢者医療制度の高額医療の関係、それから今言われている、特に、教育委員会に関係する要保護、準要保護の関係の中で、国は、先ほど私も言いましたけれども、影響がないようにしますということでもいろいろ言われておりますけれども、町独自で決めている基準が、例の就学援助制度の中の、要保護は別ですけど、準要保護を日野町で決めているわけですけども、これの影響がどうなのかなという心配もしているわけであります。国も、いろいろちょっと見ておりますと、今年受けていたものについては、必要と認めればさらに次の年度もオーケーですというような、そういう処置をとれとか何かいろいろ言われますけれども、結果的に準要保護は町の財源でやるわけですね。そういう関係もあるので、その点がどうかなという意味で、ぜひその点だけひとつお聞かせいただきたいということを思います。

それから相談体制で、やはり生活保護を受けなくてもいいような状況をつくりあげていくことも、ある意味では必要だと私は思います。そういう意味で、最後に困った時点で相談に来られるよりも、事前に今の就労も含めて、気軽に相談できるような、行政もアピールせんとかなかなかほかの方来られませんが、来るのを待っているとなかなか来られないし、そのものすごく難しさがあるわけです。日野の2万何千人というこういう町でありますので、つかめる範囲をきちっとつかむという体制も、同時に必要かなという意味でございますので、ぜひそういった意味では、この何でも相談をしますというようなアピールを、広報なんかにも大いにうたっていくとかいうことが必要だと思うわけであります。その点について、必要に応じれば、3年ほど前ですかワンストップサービスを12月末に一遍していただいて、いろいろご相談の会を開いたという話もありますけれども、そういったぐらいまでしていこうという、生活保護を事前に防止するという、そういう相談をぜひやっていく必要があると思いますので、もしそれに対するさらなる決意も含めてお話がありましたら聞かせていただきたいと、このように思います。

**教育次長（岡 常夫君）** 今の生活保護の関係で、教育委員会の方で関係しています準要保護のご質問を頂戴しました。

現在、準要保護につきましては、町の方で、生活保護の基準を参酌しながら、所得状況等を勘案の上、学校等の相談のもとで、申し込み等のありました方を町の方でこれを取りまとめまして、現在今年度の方は、それぞれ各支部の民生委員さんの方に状況把握をお願いしているところでございます。中でも日野の場合は、PTAの会費等を町独自で上乗せをするなり、それなりの上乗せをしているところでございますが、基本的には生活保護の一定の基準の1.0ということではしております。

ざいますが、国の方からは、それぞれ各自治体の方で独自の判断で準要保護等の就学援助についても対応するようになってございますので、これにつきましては、ほかの市町の状況も判断しながら、切り捨てにならないように努力はしてまいりたいと思います。また逆に、要保護から準要保護に移ってこられる場合もあるかと思っておりますので、そこら辺につきましては、準要保護の方でこれは対応できるようにしてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉課長。

**福祉課長（壁田 文君）** 對中議員の方より、相談体制等のご質問がありましたので、お答えします。

生活相談があった場合は、議員おっしゃるように、すぐに生活保護費の受給につながるということではなくて、生活の実態を詳しく聞き取り、その方の状況に応じて、相談をしながら、さまざまな制度を活用して支援をしておるのが現状でございます。生活保護費の相談に来られる方の中には、やはり障がいがあったり虐待のケースなど、就労できない状況、それから先ほどもありましたが、不況による派遣切りなど職がないということ、また1人親家庭などもございまして、働きたくても働けない状況で生活に至る収入が得られないという状況もあります。生活保護世帯の中には高齢者世帯の割合が多く、日野の中でも約40パーセントは高齢者世帯かなと思っております。そういうことでは、この先ほどもありましたように、相談の窓口が広く皆さんに知られているということなんですけれども、民生委員さんなど地域の状況をよく御存じの方などから、役場の方につないでいただくというケースもございまして、生活保護費の受給に至るまでにいろいろな制度を活用できたということもございまして、その点では、いろいろな方に助けていただいて、そういう相談の体制もあるのかなと思っております。

現在の体制としましては、福祉課の方に1名の担当者がおりますけれども、ほかの業務の担当もしておりますので、県の東近江健康福祉事務所の担当者と連携して、相談だけでなく受給中の方への訪問なども含めて、仕事をさせてもらっています。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** これで終わらせてもらいますけれども、今日の中の特に憲法問題、それから社会保障の根幹である生活保護の問題、これが今揺り動かされているという日本の状況でもあります。特に参議院選挙が近くにある関係でもあって、私たち、各議員もそうでありますけれども、何らかの形で住民にアピールして行って、大いにこの理解をしていってもらう、広めていく運動も皆さん、各議員さん、持つておられると思います。私はそういった意味で、こういった根幹を揺り動かすような状況とならないように、ぜひ頑張っていきたい、このことを最後に申し上げます、終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、19日には午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、20日には午前9時から厚生常任委員会、午後0時30分から学校給食問題検討特別委員会、21日には午前9時から企業誘致・幹線道路整備特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。なお、各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

6月26日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立。礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 散会 15時37分 —